

官報 号外

昭和五十一年十一月二十六日

○第七十八回 参議院 會議 録 追 録

国鉄の優待乗車証に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十一年十月十九日

野末 陳平

参議院議長 河野 謙三殿

国鉄の優待乗車証に関する質問主意書

一 史上空前の赤字をかかえた国鉄が、各種の優待乗車証を大量に発行している事実は、私のこれまでの質問主意書によつても確認済みである。運賃の大幅値上げを目前にした今こそ、この種の優待措置を整理、縮小、廃止して、国鉄の自省の姿勢を国民の前に明らかにすべきである。本年二月の私の同じ趣旨の提案に対して、当局は「慎重に検討したい」との回答をよせているが、いまや事態は「検討」から「実行」の秋に入つたと思う。当局の積極的な回答を求め

二 とくに、衆・参両院の国會議員に発行している無料パスは、国会法の定めがあるとはいへ、現行のような全線、通年の無料パスを無条件で交付するという方法では、規定の「会期中及び公務のため」という条件が厳密に守られず、国民からも「公私混同のおそれがある」と批判をうけている。そこで、当局は、現行の交付方法を改め、会期中のみ有効な無料パスを発行し、会期外の公務用には利用者がそのつど利用区間

昭和五十一年十一月二十六日 参議院會議録追録

質問主意書及び答弁書

を申請して乗車券の交付を受けるようにすべきである。今回の国鉄の危機克服にあたつては国會議員といえども例外は許されない。等しく責任の一端を負うべきであると考え、当局の見解を問う。

昭和五十一年十一月五日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員野末陳平君提出国鉄の優待乗車証に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員野末陳平君提出国鉄の優待乗車証に関する質問に対する答弁書

一 ついて

乗車証等の制度は古い歴史もあり、諸外国の鉄道でも定着しているものであつて、輸送業務を円滑にするため、また、職員の福利厚生を観点からも行つてゐるものであり、種々検討した結果、存続させるのもやむを得ないと考えている。

ただし、その運用に当たつては、できるだけ限定的に行うよう指導していく所存である。

二 ついて

国會議員に対し、日本国有鉄道が発行する鉄道無賃乗車証の取扱ひについては、基本的には国会の意思を尊重して決定すべきものと考え

る。

北富士演習場返還国有地払下げ問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十一年十月二十日

鈴木 力

参議院議長 河野 謙三殿

北富士演習場返還国有地払下げ問題に関する質問主意書

一 さきに神沢浄議員が提出した「北富士演習場返還国有地払下げを決めた閣議了解に関する質問主意書」に対する答弁書（内閣参質七七第七号、昭和五十一年四月九日）と関連して、つぎの点をあきらかにされたい。

(1) 右答弁書第一項では、閣議了解の払下げ目的は地元民生安定のためであるとしてゐる。ところで、閣議了解以降本年春ごろまでは、富士吉田市外二ヶ村恩賜国有財産保護組合（以下「吉田恩賜林組合」という。）を払下げ対象として、同組合と国との間で話しあひが進められてきたが、現在は山梨県への払下げの方向で、県と国との間で話しあひが進められている。

吉田恩賜林組合が直接払下げの対象にされなくなつたことについて、本年六月二十二日山梨県議會において、田辺知事はつぎのように答弁している。

「本年二月には、おおむね払下げに伴う事務的作業を完了したし、残すは国有財産中央審議會等の審議を願う段階にまで至つたのであります。しかしながら、国会審議が空転し、異常な状態が長らく続きました。この間に、払下げ先についての幾多の論議が各方面から

出されてまいりました。その上、この間、地元で幾つかの事件が続いたのであります。これらの諸般の事情が微妙に各審議會等に反映をし、そこでの了解を得ることが経過的にも技術的にも非常に困難になつてまいつたというのが、大蔵省の見方でありまふ（定例山梨県議會會議録第二号）。

そして本年九月二十二日山梨県議會において、田辺知事がおこなつた「担当職員をもつて『北富士国有地払下げ問題処理プロジェクトチーム』を編成し、大蔵省をはじめ関係方面と払下げにかかる諸般の問題について数回に及ぶ協議を重ねている」という趣旨の上程議案説明にみられるように、現在は山梨県への払下げの方向で話しあひが進められてゐる。

このように、吉田恩賜林組合が直接払下げの対象にされなくなつたことと関連して、同組合を直接払下げの対象からはざざるをえなかつた理由と考えられるつぎの各項目について、その可否をそれぞれ各項目ごとにあきらかにされたい。

イ 同組合への払下げは、地元民生安定という閣議了解の払下げ目的にそわない疑いがある。

ロ 同組合への払下げは、予算決算及び會計令第九十九条第二十一号に規定する「公用」性の要件を欠く疑いがある。

ハ 同組合への払下げは、予算決算及び會計令第九十九条第二十一号に規定する「必要性」の要件を欠く疑いがある。

ニ 同組合への払下げは、予算決算及び會計令第九十九条第二十一号に規定する前記以外の要件を欠く疑いがある。

なお、右以外に理由があるならば、その理由を具体的に、かつ関係法令がある場合はそれを付してあきらかにされたい。

(2) 右答弁書第二項では、地元民生安定策としての林業整備事業が、地元民生安定に寄与する効果は、具体的な数字をもつて示すことは困難としている。しかし地元民生安定に寄与すると判断するからには、数字では示せないにしても、何らかの具体的な根拠があるはずであり、それは当然、地元民の生業・生活条件を、払下げ以前の状態よりもよくする効果があるということだと思ふがどうか。

(3) 右答弁書の内容と関連して、こんにち林業経営が、山梨県下の恩賜林経営の現状や、さきに吉田恩賜林組合が国に提出した「北富士地域林業再整備計画説明書」の内容からあきらかのように、きわめて困難な状況にあることは周知の事実である。にもかかわらず、閣議了解が地元民生安定のための国有地利用の具体策として、林業整備事業を特定したからには、林業整備事業といえども、その方策いかに、確実に地元民生安定策となりうると判断してきめたはずである。そうでなければ、赤字経営が一般的傾向である林業整備事業を、演習場使用と両立する地元民生安定策として特定できるわけがない。したがって、閣議了解がなされるにあたり、担当閣僚から、林業整備事業が地元民生安定に寄与する所以について、少なくとも何らかの合理的な説明がなされ、その結果、閣議了解にいたつたものと考えられる。その説明要旨が示されれば、国の方針の意図および理由等がある程度うかがい知ることができると思われるので、右説明要旨をあきらかにされたい。

二 北富士演習場返還国有地の払下げについては、周知のように、山梨県選出国會議員の県への払下げを内容とする「あつせん案」によつて山梨県側の意見がまとまり、現在、山梨県への払下げの方向で、県と国との間で話し合いが進められている。

ところで、田辺知事は県が払下げを受ける理由について、本年六月二十三日山梨県議会において、つぎのように答弁している。

「県といたしましては、国有地を決して欲しているものではありません。また県への払下げに協力を求めているものではありません。私は先日申し上げましたとおり、林業整備計画が定着いたしますれば、一日も早く地元保護組合に払下げたいと考えております」

「あつせん案の内容といたしまして、『払下げ先は山梨県とする』とは、保護組合への払下げを前提とした県の一時あずかりと解してよいのかとこのことでありますが、県の一時あずかりと御理解をいただいてもけっこうでございます(以上、定例山梨県議会会議録第三号)。

また「あつせん案」の中にある「県の事情変更の申請」について、同じ日の県議会において、望月企画調整局長は「県の事情変更とは、保護組合に払下げのことを大蔵省に了解させることかという御質問があつたわけでございますが、これはまさにそのとおりであると思ふわけでございます」と答弁し、事情変更の時期についても、田辺知事は「その時点といたしましては、約二年後の使用協定の更新時、また植栽計画が完了した時点等、幾つかの時点が想定されるわけでありまして、私といたしましては、それぞれの時点を事情変更の時期として考え、十分な吟味を加え、誤りのない判断をいたしてまいる所存であります」と答弁している(以上、定例山梨県議会会議録第三号)。

さらに本年七月二十八日、地元一市二村(富士吉田市、山中湖村、忍野村)および吉田恩賜林組合が、県に提出した「国有地二百十ヘクタールの払下げに係るあつせん案の運用及び解釈について(照会)」のなかで、

あつせん案第一項に「払下げ先は山梨県」とあるが、これは、あつせん案第五項により富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合への

払下げを前提とした県の一時預りと解してよいのか。と質問したのに対し、翌七月二十九日、山梨県および北富士演習場対策協議会(以下「演習場」という)は、「国有地二百十ヘクタールの払下げに係るあつせん案の運用及び解釈について(回答)」において、

「県の一時預りと理解してよい。しかし、地元保護組合への再払下げには、林業整備事業の実績が積み重ねられることが必要であると理解願いたい。」と回答している。

右に関連して、つぎの諸点を各項目ごとにあきらかにされたい。

(1) 県議会における右答弁および地元への右回答において、山梨県は国有地払下げについて積極的希望を持たず、「一時預り」の考え方を公式に表明しており、窮極においては、吉田恩賜林組合への再払下げを意図していることはあきらかである。国は山梨県知事および関係局長の答弁内容を是認するのかどうか。

(2) 一般的に事情変更の原則が適用される場合とは、契約締結の基礎が、予見しえない社会的事情等によつて変更してしまい、変更前に締結された契約を強制することが、法的正義ならびに信義に反するものとなつたと認められる場合に限つて、それを是正するためにこそ適用されるものと解されている。ところで、右原議会の答弁において明らかになように、山梨県は、払下げ契約を締結する以前において、すでに再払下げを予定し、林業整備計画の定着等を事情変更として国に申請するとしているが、国はかかる申請を法的に事情変更として承認できるのか。

(3) もし県知事および関係局長の答弁を是認するとすれば、当該払下げは契約の相手方が特定されているから、結局は随意契約によるものではないが、その場合、適用できる会計法お

よび予算決算及び会計令の条項があるのかどうか。あるとすればその条項をあきらかにされたい。

(4) 随意契約は競争入札の原則に対する契約の特例方式として、会計法第二十九条の第三項および第五項に根拠規定を有し、さらに予算決算及び会計令第九十九条等に具体的な規定がある。代表的なものは予算決算及び会計令第九十九条であるが、同規定は厳格を期して限定列挙されていると解され、かつ、契約の相手方をそれぞれの規定によつて、個々具体的に特定することができるとして、個々具体的に解される。

ところで、本件払下げにおいて、右にみられるごとく県が「一時預り」をする場合も、これらの規定を適用する余地があるものかどうか。

もしかりに可能なりとすれば、会計法、予算決算及び会計令の随意契約の規定は濫用され、果ては契約制度の紊乱を招くこととなると思うがどうか。

(5) 一般的に国有財産の払下げにおいて、「一時預り」は、予算決算及び会計令第九十九条第二十二号に規定する「公共用」、「公用」、「公益事業の用」のいずれにもあたらず、また同号の要求する「必要」性にもあたらずと解するがどうか。

なお、あたる場合も例外的にあるならば、その理由およびそのような具体的事例をあきらかにされたい。

(6) 国有財産の売却は原則として競争入札であり、随意契約は、会計法第二十九条の第三項による場合のほか同第五項による場合においても、予算決算及び会計令第九十九条各号に規定するものに限つて、極めて厳格な要件のもとに、特殊例外的にしか許されていない。したがつて、山梨県が当該返還国有地の払下げを随意契約によつて受けるとすれば、

地方公共団体である山梨県といえども、当然、予算決算及び会計令第九十九条第二十一号に規定する「公用」性等ならびに「必要」性の要件を具備していなければならないと解するがどうか。

(7) 公共団体を相手方とする随意契約において、法が下り申請人に対し、右の要件を必要としていることは、たとえば申請人がその土地を、公用として自らの用に供する「必要」があることを、当然の前提にしているのである。予算決算及び会計令第九十九条第二十一号も、「公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体に売り払うとき」として、「直接」性をその要件としている。したがって、山梨県が当該返還国有地の下り下げを随意契約によつて、第三者の用に供するために、すなわち「一時預り」として受けようとする場合は、この「直接」性の要件を充足するものではないかと思ふがどうか。

(8) 国有財産法第二十九条は、国有財産下りげにあつては、政令で定める場合を除き、「用途指定」をしなければならないとしている。本件下りげにおいても当然必要な指定がなされることになるが、右にみられるような山梨県当局の方針から、将来吉田恩賜林組合に対し再下りげがなされる場合を考慮して用途指定をすることが可能かどうかをあきらかにされたい。

(9) 右にみられるごとく、山梨県は、県への下り下げは「一時預り」であり、かつ吉田恩賜林組合への再下り下げを前提にして県への下り下げを受けることを、県議会答弁や公式文書であきらかにしている。したがって、このような事実が存する限り、法令上の要件を欠くものと解せるから、県への下り下げが、予算決算及び会計令第九十九条第二十一号に規定する「公用」性等ならびに「必要」性の要件を法的に具備するためには、下り下げにあつてつぎの措置

置が必要不可欠であると思われる。

イ 本件国有地下り下げ契約は、要式契約でこなされる(会計法第二十九条の八第二項)ほど厳格なものであるから、県が下り下げ契約に署名する以前において、「用途指定義務の履行の確実性」を裏づけるために、公式文書で前記の地元への回答を否定し、下り下げを受けるのは、地元民生安定のために県自身が林業整備事業をおこなうためであつて、「一時預り」のためで、吉田恩賜林組合への下り下げを実現するためでもないことを、公式にあきらかにすること。

ロ 契約にあつては、「公用」性等ならびに「必要」性の要件を具備するに必要な二〇年間の用途指定(普通財産にかかる用途指定の処理要領「別表」)にとどまらず、さらに、地方公共団体とはいへ前述の経過もある中で、買戻しの特約及び登記、その他解除権の特約等の明記を承諾すること。

右のとおりと考えてよいのかどうか。それぞれについて、その可否およびその場合の理由をあきらかにされたい。

(10) 吉田恩賜林組合への直接下り下げはやめたが、しかし実際は、県を「トンネル」にしてやはり同じ組合に下りげられるということでは、法令的に大いに疑義があり、かつ、世間の常識からいっても、まったく納得しがたいことである。そこで国の見解として、もしかりに、「トンネル」であつても合法的なものととして措置できるものがあるとするれば、どのようなものであるかを、国側の措置、県側の措置および組合側の措置別に、具体的にあきらかにされたい。

三 地元一市二村および吉田恩賜林組合は、県に提出した前記「国有地二百十ヘクタールの下りげに係るあつせん案の運用及び解釈について(照会)」のなかで、当該地域に対する入会権を主張して、つぎのように照会した。

当該地域における従来からの地元住民の入会権益は、県の一時預りとなつても継承されるものと解してよい。

これに対し、県および演対協は、前記「国有地二百十ヘクタールの下りげに係るあつせん案の運用及び解釈について(回答)」において、当該地域に対して従来から地元住民が使用、収益してきた入会慣行は、所有権者が變つても承継されるものと考ええる。

と答えている。つまり、この回答によつて、県は地元入会集団の所有する入会慣行が、たんに天然自然の産物の採取ばかりでなく、同地を使用して生産的に収益することのできる内容をもつ、強力な用益物権であること、いいかえれば、当該地域の所有者がたとえ誰になつても、その所有者は、本来的な所有権の内容をなす使用権、収益権、処分権の三つの権能のうち、たんに処分権のみをもつ觀念的な所有権、いわゆる虚有権をもつにすぎないと解する内容の回答を、県および演対協は地元でだしている。

また当該返還国有地内通称なかざす・土丸尾地区の耕作地に対し永小作権を主張する農民たちは、同耕作地の自らの下り下げを国に請願する一方、その小作料を甲府地方事務局に供託し、また県議会にも、下り下げ実現方の支援を求める請願をおこなつてゐる。

右の事実に関連して、つぎの諸点を各項目ごとにあきらかにされたい。

(1) 一般的に、国有地の下り下げにおいて、当該土地に何らかの用益的権利が付着している場合は、その付着している権利を法的に処理してから、下り下げの措置をとるべきであると思ふがどうか。

(2) 普通財産取扱規則(昭和四〇・四・一大蔵省訓令二)第九十九条本文は、「財務局長は、普通財産の管理及び処分をしようとする場合には、当該財産を実測計量し、その数量を確定し、把握するとともに、当該財産に係る権利関係を明確にしておかねばならない」と

規定している。したがって、前記の事実が存在している本件下り下げにおいては、当該財産に係る用益物権としての入会慣行及び永小作権等の権利関係を明確にしたうえでなければ、財政法第九十九条、予算決算及び会計令第九十九条の五等にもとづき、「取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等」を考慮した適正な価格を定めえないと思ふがどうか。もし定めようとすれば、その理由および前記事実に対する法的または行政的処理のしかたをあきらかにされたい。

(3) 判例および学説は「売買契約の成立により、売主は、売買の目的たる財産権を賣主に完全に移転する義務を負うから、その具体的内容の一つとして「目的物の占有も」対抗要件でないときにも「移転しなければならぬ」。不動産を売つた場合には、特約のない限り、借地人または借家人を立退かせて引き渡す義務を負う(「我妻、民法講義」V(四二二))としている。したがって、本件のごとく、国が林業整備の用途指定までして、当該返還国有地を売り払おうとする場合、当然この債務の本旨に適つた履行の提供(民法第五百五十五条)として、林業整備ができる状態で同地の引渡しをなす義務を負ふものと解するがどうか。そうでなければその理由は何か。

(4) 前記の事実が存在している本件下り下げの場合、売買の目的物たる当該土地の上に用益的権利を主張する者があるため、買主たる県が、その買受けた権利の全部または一部を失うおそれがあるので、売主たる国が相当の担保を供するか(民法第五百七十六条但書)、契約書において特約をもつて排除しない限り、買主たる県は、民法第五百七十六条本文の規定によつて、その危険の限度に応じ代金の全部または一部の支払いを拒むことができると思ふがどうか。そうでなければその理由は

昭和五十一年十一月二十六日 参議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

何か。

(5) 右(4)項に述べたおそれが現実となり、買主たる県がその買受けた権利の全部または一部を失つたときは、買主たる県は、売主たる国に対して、民法第五百六十六条の売主の担保責任を問うことができるかと解するかどうか。そうでなければその理由は何か。

(6) 右(5)項にのべた事態が払下げ後におきたとしても(そうなる可能性は濃厚と思うが)、それでもなお、国としては売主の担保責任を負わない旨の特約をして処理した以上は、その責任をとらない、というのが国の見解であると思わざるをえないが、そのように解してよいか。

(7) 売主たる国が民法に規定する「担保の責任」を負わない旨の特約をした場合でも、国は昭和三十一年五月、いわゆる国管法(昭和二七・四・二八法律一〇号)第四条にもとづき、本件売買物件の一部である檜丸尾および土丸尾・なかさす地域に対し、植林および耕作の権原を「自ら第三者ノ為メニ設定シ」たのであるから、たとえその後、この権利が消滅したと主張しても、その第三者によつて今なお現実とその土地が使用、収益の用に供されているとすれば、売主たる国は民法第五百七十二条の規定によつて、なお担保責任を免れることはできないと解するかどうか。そうでなければその理由は何か。

(8) 本件払下げにおいて、国は買主たる県が、右(4)(5)(7)項でふれたような行為にでること、は、およそおこりえないと判断しているのならば、その具体的根拠をあきらかにされたら、

四 北富士演習場返還国有地の払下げについて、

大蔵当局はくりかえし国会において、国有財産中央審議会にかけると言明しており、山梨県知事も県議会において、返還財産処理委員会、国有財産中央審議会、あるいは地方審議会等の議を経なければならぬと答弁している。したがつて、県への払下げは、本件払下げにまつわる複雑な経緯からみても、当然、返還財産処理委員会、国有財産中央審議会、あるいは地方審議会等にかけるものと考えるかどうか。

昭和五十一年十一月十九日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員鈴木力君提出北富士演習場返還国有地払下げ問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木力君提出北富士演習場返還国有地払下げ問題に関する質問に対する答弁書

一について

(1) イからニまでの各項目について御指摘のようには考えていない。
(2) 及び(3) 具体的には、林業振興、国土保全に資する等により関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与する趣旨であり、その旨説明されている。

二について

(1)、(3)から(5)まで及び(7)から(10)まで 本件国有地の払下げは、林業整備事業を実施させるため行うもので、払下げの相手方が林業を行うことが前提と考えられており、国としては、いわゆる「一時預り」の考え方により払下げを

行うものではない。

(2) 将来、山梨県より事情変更として何らかの申請がなされた場合、これを承認するか否かはその時点で検討されるべきものと考えている。
(6) 予算決算及び会計令第九十九条第二十一号の規定に基づいて払下げを行う場合には、お説のとおりである。

三について

(1) 具体的なケースごとに判断されるべき問題であると考えている。
(2) から(8)まで 檜丸尾及び土丸尾の問題については、昭和四十八年五月十九日の返還時点において第三者の権利は一切消滅していると解する。

また、本件国有地については入会権は存在しないものと考えている。
なお、山梨県への払下げの検討に当たつて、仮に同県より御指摘の点が提起される場合は、双方で十分協議の上処理してまいりたい。

四について

お説のとおりである。

石油パイプラインの事業用施設の科学的調査の有無に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十一年十月二十六日

参議院議長 河野 謙三殿

加瀬 完

石油パイプラインの事業用施設の科学的調査の有無に関する質問主意書

四

新東京国際空港公団(以下、空港公団という)の千葉、成田間の航空燃料輸送パイプラインの千葉市内部分(以下、本件パイプラインという)は、昭和四十六年八月のルート公表以来、埋設工事の中断、水道道路ルート(約四キロメートル)の放棄、同ルートの既設パイプ撤去、が行われて、現在、稲毛海岸の団地部の真只中にパイプを埋めたまま、ルートを再検討しているとのことである。

本件パイプラインは、石油パイプライン事業法適用の唯一のパイプラインであるが、必要な調査、検討、協議が充分に行われていたのか、また今後、充分に行われるか、という事業の計画性に疑問なしとしない。

一 空港公団は、昭和四十六年当時、花見川ルートをやめて、水道道路ルートを採用したが、この理由として、昭和四十七年六月三十日付書面で、「花見川ルートは」地震時に震幅および残留変位が大きく、圧密沈下が促進される。水資源開発公団でも地盤の悪さを指摘している。」と述べている。空港公団の右主張の根拠となつた、技術上の調査報告について、次の項目毎に、報告書の名称、日付、作成者、調査目的、調査対象となつた土質工学の特性を明らかにされたい。

(イ)水資源開発公団の指摘の根拠となつた調査報告

(ロ)空港公団が独自に行つた花見川の土質についての調査報告のすべて

(ハ)空港公団が、右主張にあたり、参考にした、(イ)以外の調査報告のすべて

二千葉市長は、昭和四十七年九月十一日、千葉市議会定例会において、「昨年六月以降に、空

港公団に対して花見川、草野下水路等々について十分な調査をするように申し入れた」旨の発言をしている。空港公団は、右申し入れを、いつ、いかなる方法で受け、いかなる対応をしたか。

三 空港公団は、一億円以上の予算で、千葉市内のルート選定のための調査を複数の会社に委託しているとのことである。

(一)この調査は、パイプライン設置工事費用の概算見積りを可能とする結果をもたらす調査(以下、本件基本設計という)であるのか。

(二)本件基本設計の発注者、受注者、発注年月日、納期日を、それぞれ受注者毎に明らかにされたい。

(三)本件基本設計の発注のための予算について、組織、款項目節、及び金額を明らかにされた見川河底の土質工学的特性を示す調査報告書

(四)本件基本設計に際して参考とされている、花見川河底の土質工学的特性を示す調査報告書

のすべてについて、名称、報告作成者、作成年月日、報告書に記載された土質工学的特性の名称、を明らかにされたい。
右質問する。

昭和五十一年十一月十二日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員加瀬完君提出石油パイプラインの事業用施設の科学的調査の有無に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加瀬完君提出石油パイプラインの事業用施設の科学的調査の有無に関する質問に対する答弁書

一について

新東京国際空港公団(以下「公団」という。)において、当時参考にしたものは次のとおりである。

名 称	作成年月	作成者	作成目的	公団が参考にした事項
印旛沼開発工事誌	昭四四・三	水資源開発公団	工事記録	地形及び地質の状況
千葉県水準基線変動図(昭四五・二、四六・二)	昭四六・四	千葉県	地盤変動図	地盤沈下の状況
新東京国際空港周辺地質図	昭四二・三	国際航業株式会社	地質図	地質の状況
新東京国際空港における航空燃料輸送パイプラインの布設とその保安に関する調査研究報告	昭四二・三	財団法人高速道路調査会(公団の委託による)	パイプライン建設に関する調査	地形及び地質の状況

二について

御質問の申入れは、千葉市より公団に口頭でなされ、当時公団は、当該ルートは地盤検討の段階で難点があつた旨を千葉市に口頭で回答したと聞いている。

三について

御指摘の調査に当たるものとしては、公団が、パイプラインエンジニアリング株式会社が発注した「航空機給油施設(千葉市内パイプライン)比較設計作業」があり、当該契約の契約年月

日は昭和五十一年七月九日、履行期限は昭和五十二年一月五日、金額は一億四千万円であり、また、当該契約に係る支出の収入支出予算上の区分は、新空港建設費のうちの測量及び試験費である。

新東京国際空港に係る特定公共事業認定に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十一年十一月二日

参議院議長 河野 謙三殿 秦 豊

新東京国際空港に係る特定公共事業認定に関する質問主意書

新東京国際空港公団(以下「公団」という。)は、昭和四十五年十一月四日、新東京国際空港第一期建設事業と称する特定公共事業の認定を申請し、建設大臣は僅か二ヶ月足らずの審査で、憲法違反の疑いの強い公共用地の取得に関する特別措置法の規定により、右特定公共事業認定処分(以下「本件処分」という。)をなし、昭和四十五年十二月二十八日告示した。

右事実を鑑み、特定公共事業認定に責を有する建設大臣の御見解を賜りたい。

一本件処分に違法性ないし明白かつ重大な瑕疵の存在が判明した場合の措置について、次により明らかにされたい。

- (1) 事務局内部でのみ判明した場合
- (2) 事務局内部で判明したものが、外部に漏洩した場合
- (3) 外部から指摘された場合

二 昭和四十四年十二月十六日、土地収用法の規定により新東京国際空港建設事業について建設省告示第三八六五号をもつて告示された事業認定処分時の計画局の総務課長は、河野正三氏で

あり、本件処分を主査した課長補佐は、末沢善勝氏であると聞く。この点につき確認された。もしも誤っているなら当該担当者の氏名を明らかにされたい。

三 本件処分に係る特定公共事業認定申請書4の特定公共事業の認定を申請する理由の中に、「本申請に係る事業は、新東京国際空港事業のうち、昭和四十一年十二月十二日運輸大臣からおおむね昭和四十五年度末までに完成するよう指示されている四〇〇メートル滑走路及びこれに対応する諸施設(以下「本件施設」という)を建設する事業であつて……」とあり、本件施設の建設による東京地区での新国際空港機能の実現の緊急性及び公益性について述べられている。

そこで本件処分をなすにあたり、

(1) 東京地区での新国際空港機能の実現にどのような緊急性及び公益性があると公団から説明を受けたのか。

(2) 緊急性や公益性についての判断は、東京地区での新国際空港機能の実現に対してのみなされたものではなかつたのか。

(3) 本件施設を建設すれば、東京地区にどのような新国際空港機能が実現できると公団から説明を受けたのか。

(4) 右説明につき、どのような判断をなしたのか。

(5) 本件施設につき、公団からどのような説明を受けたのか。

(6) 昭和四十一年十二月十二日運輸大臣が公団法第二十一条の規定により指示した基本計画の4の工事完成の予定期限については、航空保安施設も含められているが、本件施設については、これらが含まれているかどうかについて公団からどのように説明されたのか。

(7) 運輸大臣により認可され、昭和四十二年一月三十日付運輸省告示第三〇号で公示された公団申請に係る工事実施計画では、7の飛行

場の施設の概要に、その他として航空機給油施設も含まれているが、本件施設については、これらが含まれているかどうかについて公団からどのように説明されたのか。

(8) 本件処分に係る起業地には、本件施設を建設するに必要かつ十分な用地を含んでいたといえるのか。その理由はなにか。

四 本件処分が実現を意図した東京地区での新国際空港は、予定期限を六年も経過せんとして、未だに機能していないようである。

(1) その原因の全てを列挙されたい。

(2) 新国際空港の機能実現に必要な航空保安施設や航空機給油施設はいつ完成するのか。

(3) 右が完成しない原因は、必要な用地が取得できないからではないのか。その他その理由は何か。

(4) 右に必要な用地はいつまでに取得できるのか。その法的根拠はなにか。

昭和五十一年十一月二十六日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出新東京国際空港に係る特定公共事業認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出新東京国際空港に係る特定公共事業認定に関する質問に対する答弁書

一について

新東京国際空港第一期建設事業(以下「本件事業」という。)に係る特定公共事業の認定(以下「本件処分」という。)は、公共用地の取得に関する特別措置法(以下「法」という。)の規定に従って行つたものであり、本件処分には何ら瑕疵がないものと考ええる。

二について

御質問の事業認定処分時の担当者は、御指摘のとおりである。

三について

(1)及び(2) 本件事業の緊急性及び公益性については、新東京国際空港公団(以下「公団」という。)から「近年めざましい増大を示している航空輸送需要に対応し得なくなつてきている東京国際空港の現状からみて、国際航空輸送需要に対処するため緊急に事業を施行することを必要とするものである。また、本件事業は、東京地区における航空輸送及びその安全性を確保し、同地区における社会的、経済的発展に寄与することとなるので、公益上重大な利害を有する事業である。」との説明を受け、そのとおりであると判断したものである。

(3)及び(4) 本件事業は、東京地区における長期にわたつての航空輸送需要に應ずるとともに、将来における主要な国際航空路線の用に供することを目的とする新東京国際空港建設事業のうち第一期建設事業であると公団から説明を受け、そのとおりであると判断したものである。

(5)から(7)まで 本件処分に当たっては、申請に至る経緯、法第三条に基づく事業の説明等の措置状況、事業計画の内容及びこれらに関連する事項について、公団から説明を受けた。なお、航空保安施設及び航空機給油施設については、本件処分に係る事業計画には含まれない旨の説明を受けた。

(8) 本件事業は四千メートル滑走路及びこれに対応する諸施設を建設する事業であり、本件事業により設置される諸施設及び区域にかんがみれば、本件処分に係る起業地の範囲は適正であつた。

四について

新東京国際空港の間港が遅延している原因は、同空港の建設に対する反対運動のほか、同

空港の建設について関係者の協力を得るのに時間を要しているためであるが、御指摘の施設については暫定的な措置を講ずる等により早期に開港するよう鋭意努力しているところである。

全国金属労働組合とその組合員に対する不当労働行為に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十一年十一月二日

参議院議長 河野 謙三殿

戸田 菊雄

全国金属労働組合とその組合員に対する不当労働行為に関する質問主意書

東京都渋谷区桜丘町一五一に中央本部を置き、約二万名の組合員を擁する日本労働組合総評議会全国金属労働組合(以下「全金」という。)と、その組合員に対しその関係の企業が、不当労働行為を繰り返していることについて政府の見解を求める。

一 昭和五十一年五月から五十一年九月までに別紙の企業が全金とその組合員に対し、団結権侵害、不当労働行為を行つたと、裁判所、地方労働委員会、中央労働委員会などからその違反行為を指摘する命令、判決、決定がなされたと聞いているが、その理由及び内容及び経過の概略について明らかにされたい。

二 この命令、判決、決定について、これらの企業が現在どのような対処を行つているか、明らかにされたい。

三 これら不当労働行為を行つている企業では、当然、労働関係諸法規違反の申告や、人権侵害

などで人権擁護委員会などへの申告がされたところもあると思うが、その件数と処理状況の概略について明らかにされたい。

四 全金並びにそのさん下組合員の申立てによつて、別紙の企業の外に、地方労働委員会、中央労働委員会等現在係争中の不当労働行為事件が多くあると聞いているが、その企業名、件数、内容、進行状況の概略について明らかにされたい。

五 最近、不当労働行為の申立てが増大していると聞いているが、この一年間で、各地方労働委員会にどの程度の件数が申立てられているか、明らかにされたい。

六 不当労働行為の申立てがなされてから、地方労働委員会等命令が出るまでに、かなりの年月を要していると聞いているが、平均どの程度の年月がかかるか、明らかにされたい。また、各地方労働委員会、中央労働委員会の委員並びに事務局員がかなり不足しているのの審判が長期化すると思うが、労働者保護のため、これら委員、事務局員の増員、予算処理についてどの様に考えているのか、あわせて明らかにされたい。

七 労働基準法違反、人権擁護委員会への申告などが増大しているが、監督官などの増員について積極的に進行する必要もあると思うが、政府の見解を求める。

八 政府は、このような労働関係諸法規を無視あるいは違反している企業に対し、どのような行政指導を行つているのか。また、これら紛争中の企業の労使関係を正常化するためにはどのような処置を講じているのか、明らかにされたい。

右質問する。

六

別紙

会 社 名	代表取締役又は社長	被 申 立 人 所 在 地
日特金属工業株式会社	代表取締役 伊東 勇雄	東京都田無市谷戸町2-1-1
日本スピンドル製造株式会社	社 長 露木 篤造	尼崎市瀬江西
株式会社電機機械製作所	代表取締役 村上 正幸	東京都大田区大森北1-1-309
コー工業株式会社	〃 荒瀬 清	徳島県阿波郡阿波町字東河原101
西日本重機株式会社	〃 一の瀬淳光	福岡市東区下和台542
信和弁工業株式会社	〃 石田 貞男	川口市青木2-7-10
株式会社宮入バルブ製作所	〃 大山 梅雄	東京都港区赤坂8-1-9
ジェー株式会社	〃 千田義一郎	川崎市高津区久地790
株式会社富田機器製作所	〃 小島 貫事	四日市市富田2-8-14
オリエンタルチェン株式会社	〃 松田 新	金沢市神宮寺町1
アイビーエム株式会社	〃 権名 武雄	東京都港区六本木3-2-12
更生会社カコ	管 財 人 井上 慶三	東京都港区新橋2-21-1
松田製線株式会社	代表取締役 松田 良作	郡山市富久山久保田字古町90
株式会社本山製作所	〃 本山 勇夫	大阪市生野区中川東2-4-6
光洋精工株式会社	〃 池田 蔵	明石市魚住町金ヶ崎字日割
神鋼機器工業株式会社	〃 磯島 篤三	福井県坂井郡春江町本堂23-34-1
福井鋳造協業組合	代表理事 中防清一郎	福井県福井市若菜町201
株式会社中防鉄工所	代表取締役 中防 清治	東京都中央区日本橋2-3-21
日野車体工業株式会社	〃 斉藤 歳三	秋田県秋田郡若美町野石字オの神7-1
株式会社東京スピンドル製作所	〃 堀井 清	横浜市緑区川和町50-1
東京流機製造株式会社	〃 辻 好三	岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字大場2067
株式会社関ヶ原製作所	〃 矢橋 五郎	大阪府大阪市天神橋筋1-46
破産者株式会社新和工業所	破産管財人 松田 定周	大阪府大東市中垣内7-627
船井電機株式会社	代表取締役 船井 哲良	東京都千代田区丸の内3-3-1
日本信号株式会社	〃 林 武次	

昭和五十一年十一月十九日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員戸田菊雄君提出全国金属労働組合とその組合員に対する不当労働行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員戸田菊雄君提出全国金属労働組合とその組合員に対する不当労働行為に関する質問に対する答弁書

一及び二について

質問の別紙に掲げられている企業に係る命令、判決又は決定のうち政府が現在までに調査し、確認したものの理由及び内容と経過の概略並びにこれについての企業の対処の仕方は、次のとおりである。

なお、残りの企業に係る命令、判決又は決定に関しては、現在調査中であるので、答弁はしばらく御猶予願いたい。

1 日特金属工業株式会社（以下「日特金属」という。）については、東京都地方労働委員会が、昭和五十年六月十七日の命令で、会社が昭和四十六年十一月二十日に全国金属労働組合日特金属支部の組合員九名を指名解雇したことについて、これは、会社が経営危機に伴う人員整理に際して組合活動家を企業内から排除する意図の下に行つたものであり、不当労働行為であると判断したうえ、会社に対して、被解雇者九名の原職ないし原職相当職への復帰等を命じた。会社は、この命令を不服として、昭和五十年七月十二日、中央労働委員会（以下「中労委」という。）に再審査の申立てを行つており、現在のところこの命令を履行していないと聞いている。

2 株式会社電機機械製作所（以下「電機社」という。）については、静岡地方裁判所沼津支部は、昭和五十年七月四日の決定で、会社と総評全国金属労働組合静岡地方本部電機社支

部（以下「電機社支部」という。）との間の団体交渉が同年三月五日に打ち切れ、その後電機社支部の団体交渉再開の要請に対し会社がこれを拒否していることについて、会社側に団体交渉を拒否する正当な理由がないこと等を理由として、会社に対して、速やかに団体交渉をすべき旨の仮処分を命じた。会社は、この決定を不服として、同年七月五日、同地方裁判所沼津支部に対して異議申立てを行つてはいるが、この決定に従つてはいると聞いている。

また、同地方裁判所沼津支部は、昭和五十年十月八日の決定で、会社が電機社支部の組合員四百三十七名に対し昭和五十年夏期一時金を支払つていないことに関し、これら組合員の仮処分申請を相当と認め、会社に対して、各組合員に所定の金員を仮に支払うべき旨を命じた。会社は、この決定に従つてはいると聞いている。

3 日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「日本アイ・ビー・エム」という。）については、神奈川県地方労働委員会は、昭和五十一年三月十九日の命令で、総評全国金属労働組合日本アイ・ビー・エム支部（以下「日本アイ・ビー・エム支部」という。）の組合員十二名の昭和四十三年十二月分賃金の取扱について、これら組合員の同月分の賃金はいづれも同一条件者の平均賃金額より低額に抑えられているが、これは、会社がこれら組合員を組合活動家であるが故にことさら嫌悪し、賃金体系を利用しつつ昇給の都度経済面から不当に差別したものであり、不当労働行為であると判断したうえ、会社に対して、同月分及びそれ以後の賃金は是正等を命じた。会社は、この命令を不服として、昭和五十一年四月十四日、中労委に再審査の申立てを行つており、現在のところこの命令を履行していないと聞いている。

昭和五十一年十一月二十六日 参議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

また、大阪府地方労働委員会は、昭和五十一年五月二十二日の命令で、日本アイ・ビー・エム支部大阪分会の組合員が昭和四十八年一月から昭和四十九年五月までの間に会社施設内で行っていたピラ配布等の組合活動を会社の職制が制止しようとしたこと等及び昭和四十七年十二月に年次有給休暇の届出をしてストライキ中の他の組合員と行動を共にした同分会の組合員に対して会社が年次有給休暇を取り消し、賃金等を減額支給したこと等について、前者は会社の労働組合の運営に対する支配介入であり、後者は会社が組合員であるが故に不利益に取り扱い、これによつて労働組合を弱体化しようとしたものであり、いずれも不当労働行為であると判断したうえ、会社に対して、賃金等からの控除額相当額の支給、陳謝文の掲示等を命じた。会社は、この命令を不服として、昭和五十一年六月四日、中労委に再審査の申立てを行つており、現在のところこの命令を履行していないと聞いている。

4 更生会社株式会社カコ（以下「カコ」という。）については、東京都地方労働委員会は、昭和五十一年六月一日の命令で、会社が昭和四十七年十月四日に総評全国金属労働組合カコ支部の組合員四名を一つの課に配置転換したことについて、これは、主な組合活動家を一つの課に集中させることによつて他の一般組合員に対するこれらの者の影響力を制約し、労働組合を弱体化させることを企図した措置であり、不当労働行為であると判断したうえ、会社に対して、配置転換前の原職又は原職相当職への復帰等を命じた。会社は、この命令を履行していると聞いている。

5 日本信号株式会社（以下「日本信号」という。）については、埼玉県地方労働委員会は、昭和五十一年五月二十九日の命令で、総評全国金属労働組合埼玉地方本部日本信号支部の組

合員の昭和四十五年未賞与の査定について、その査定結果の分布状況等からみて会社がこれら組合員に対しては他の従業員より低く査定していることは明白であるが、これは、会社が同支部の組合員を他の従業員よりも不利益に査定することにより同支部の運営に支配介入したものであり、不当労働行為であると判断したうえ、会社に対して、賞与の支給について同支部の組合員に対し不利益な取扱いをすることにより労働組合の運営に支配介入してはならないこと等を命じた。会社は、この命令を履行していると聞いている。

三について

日特金属、電業社、日本アイ・ビー・エム、カコ及び日本信号の五企業に関する労働関係諸法規違反の申告や人権侵犯などの申告の件数及び処理状況の概略は、次のとおりである。

なお、残りの企業に係る労働関係諸法規違反の申告や人権侵犯などの申告の件数及び処理状況に関しては、現在調査中であるので、答弁はしばらく御猶予願いたい。

1 労働基準監督署に對する申告については、昭和五十一年四月以降、電業社及び日本アイ・ビー・エムの事業場において労働基準法に違反する事実があるとして、それぞれの労働組合の役員等から所轄労働基準監督署に對し、それぞれ九件及び一件の申告が行われている。

2 所轄労働基準監督署においては、申告に係る事業場に対して臨検監督を実施し、その結果、電業社に係る申告のうち労働基準法第二十四条、第三十九条等に違反する事実が認められたもの二件については、これを是正するよう勧告を行い、是正させたとところであり、また、日本アイ・ビー・エムに係る申告については、現在、引き続き調査中である。

和五十年四月以降、電業社の従業員から所轄地方方法務局に對し、上司等から人権侵犯を受けた旨の申告が一件あり、現在、同地方方法務局において調査中である。

四について

日本労働組合総評議会全国金属労働組合又はその組合員による不当労働行為救済申立事件のうち、政府が現在までに調査し、確認した事件で現在中労委に係属中のもの（質問の別紙に掲げられている企業に係るものを除く。）は十七件であり、その企業名、件数及び内容の概略は、次のとおりである。また、これらの事件の大部分については、現在審問ないし審問後の手続が進められているところである。

なお、日本労働組合総評議会全国金属労働組合又はその組合員による不当労働行為救済申立事件のうち各地方労働委員会に係属中のものについては、現在調査中であるので、答弁はしばらく御猶予願いたい。

(1) 丸善ミシン株式会社について、配置転換拒否を理由とする懲戒解雇、会社による組合旗の撤去等の問題に関する三件の事件がある。

(2) 日本エヌ・シー・アール株式会社について、組合事務所移転の明渡し請求、昇給及び一時金支給の差別取扱い等の問題に関する二件の事件がある。

(3) 中外電気工業株式会社について、会社の職制による労働組合への支配介入等の問題に関する一件の事件がある。

(4) 大阪金属加工株式会社及び丸紅株式会社について、会社の職制による労働組合への支配介入、労働争議の解決金に関する労使協定の履行等の問題に関する二件の事件がある。

(5) ハッピーミシン製造株式会社について、組合幹部に對する懲戒処分等の問題に関する二件の事件がある。

(6) 山形小松重車株式会社、山形小松フォークリフト株式会社及び株式会社東商について、

て、会社の職制による労働組合への支配介入等の問題に関する一件の事件がある。

(7) 日本サーキット工業株式会社について、就業時間中の団体交渉出席者に対する賃金カット等の問題に関する一件の事件がある。

(8) 国光製鋼株式会社について、賃金引上げ及び一時金の査定における差別取扱いの問題に関する一件の事件がある。

(9) 日産自動車株式会社について、組合事務所及び掲示板の貸与における労働組合間の差別取扱いの問題に関する一件の事件がある。

(10) 株式会社大阪工作所について、労働組合の交渉委員に被解雇者が含まれていること等を理由とする団体交渉の拒否の問題に関する一件の事件がある。

(11) 株式会社淀川プレス製作所について、一時金支給の差別取扱い等の問題に関する一件の事件がある。

(12) 竹内鉄工株式会社について、賃金等の差別による労働組合への支配介入等の問題に関する一件の事件がある。

五について
昭和五十一年中の各地方労働委員会に對する新規不当労働行為救済申立件数は、総数で九百二十八件であり、その多いところは、東京都地方労働委員会の百四十一件、大阪府地方労働委員会の百三十四件などである。

六について
1 各地方労働委員会において昭和五十一年中に終結した不当労働行為救済申立事件の平均処理日数は、命令又は決定がなされたものについては五百四十四日、取下げ又は和解がなされたものについては三百八十七日、これらの総平均では四百二十五日となっている。

2 労働委員会における不当労働行為救済申立事件の審査にはかなりの日時を要している

が、政府としては、これは、事件数の増加、事件内容の複雑化等近年の不当労働行為救済申立事件の動向や審査手続のあり方、実際の審査の進め方等種々の理由によるものと考えられている。

政府としては、労働委員会における不当労働行為救済申立事件の審査の状況等にかんがみ、中労委及び各地方労働委員会の委員については、それぞれの労働委員会の実情を考慮しつつ増員を図つてきており、また、中労委の事務局職員及び予算については、その事務の効率的な処理を図りつつ、その事務の適正かつ円滑な処理を図るために必要な措置を講じてきているところである。また、各地方労働委員会の事務局職員及び予算についても、各都道府県において、各地方労働委員会における事務処理の状況や当該都道府県の財政事情等を勘案しつつ、同様な考えの下に措置してきていると聞いており、政府としても、必要に応じ助言等を行つてきているところである。

七について

労働基準法の違反や人権侵犯が行われてならないことはもとより言うまでもないところであり、そのため、政府としては、労働基準監督官及び人権擁護委員により、それぞれ同法の履行確保及び人権の擁護に努めているところである。

これら労働基準監督官及び人権擁護委員については、政府として従来から必要な増員に努めてきたところである。

今後においても、労働者保護、人権擁護が図られるよう十分配慮してまいりたい。

使用者が労働関係諸法規を遵守すべきことは当然であり、政府としては、かねてから労働関係諸法規の違反の防止に努めてきたところである。

政府としては、労働基準法等に違反する行為

を行つた使用者に対しては、労働基準監督機関においては是正勧告を行い、特にこれに従わないような悪質な事案については、送検等の措置を講じてきたところであり、また、労使関係の問題については、都道府県当局の協力を得て、不当労働行為の防止と健全な労使関係の確立の促進に努めてきたところである。

個別の労使紛争において使用者に不当労働行為があつたかどうかについては、労働委員会等の権限ある機関が判断すべきことであるので、政府としては、とかくの見解を述べることは差し控えるべきであると考ええる。ただ、紛争が特に長期化しているようなもの等については、政府としても、関係の都道府県当局を通じてその実情の把握に努め、必要に応じ関係者に対し助言・指導を行つているところであり、今後においても、労使当事者の自主的解決への努力に期待しつつ、労使当事者の話し合いの促進等紛争の早期かつ円満な解決のために努力してまいる所存である。

林野雑産物補償に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十一年十一月四日

参議院議長 河野 謙三殿

鈴木 力

林野雑産物補償に関する質問主意書

林野雑産物損失補償に關し、つぎの点をあきらかにされたい。

- 一 林野雑産物損失補償金の支払状況について
- 林野雑産物損失補償金の支払がなされてきた演習場および射撃場場について、昭和四十年年度以降現在に至るまでの右補償金の支払金額および対象者数を関係演習場、射撃場場別、各年

度別にあきらかにされたい。

- 二 林野雑産物補償に關する処理方式について
- (1) 北富士演習場にかかわる林野雑産物損失補償金の支払については、「北富士演習場関係林野雑産物補償に係る過年度分(昭和四十二年・四十四年度分)処理要領」(昭和四十二年十月十七日横浜防衛施設局)によつて、従来の処理方式を変更し、昭和四十二年度以降は、所屬入会組合長を代理人とし、北富士演習場対策協議会長を復代理人として、林野雑産物補償の申請及び契約の締結並びに補償金の請求、受領に關する一切の件を委任した者でなければ補償申請を受付けないとの処理方式を採用している。

このように本人の自由意思によらず、一方的に第三者に白紙一任しなければならぬとする処理方式は全国同一の処理方式か。

- (2) もしその処理方式が全国同一でないとするば、その各々の処理方式のちがいがどこに、その補償申請者、申請手続、委任の方法、委任事項、支払手続、契約当事者等を、具体的に、それぞれの処理要領、委任状、補償申請書、補償契約書等を付してあきらかにされたい。
- (3) また、もし林野雑産物補償の処理方式が全国同一でないとするば、なぜ異なっているのか、それぞれの演習場、射撃場場とられている処理方式につき、なぜ当該演習場、射撃場に妥当しているのか、その採用している積極的理由、妥当とする根拠をそれぞれあきらかにされたい。

その場合、とくに、北富士演習場関係において、昭和四十八年二月の時点で、所屬入会組合長を契約当事者とする従来の処理方式を変更して、現行の「処理要領」にしなければならなかつた合理的必要性、すなわち、従来の実務処理方式ではなぜいけないのか、さらにまた、同じように入会組合長を契約当事者とする

るところとくらべて、北富士関係では、どのような不都合が補償金の支払に關してあつたのか等を、具体的に明記されたい。

三 林野雑産物補償の受給資格等について

林野雑産物補償は、一定地域の住民が一定の山林、原野で事実上収益してきた行為が、その林野を駐留軍及び自衛隊の用に供することにより阻害されたことから現実にこうむる損失をてん補から必要があることを政府が認めて「林野特産物損失補償額算定基準」(昭和三十六年八月四日調達規第三十七号)を規定し、実施しているものと解されている。

右に關連して、つぎの点をあきらかにされたい。

- (1) 林野雑産物を採取できる条件が客観的にすべてみたされているにもかかわらず、現実には林野雑産物の採取をまったくおこなっていない場合は、右「林野特産物損失補償額算定基準」第四条の「林野雑産物の採取が阻害され、減収が生じた場合」に該当せず、そもそも林野特産物損失補償額算定基準そのものが適用される余地がないから、たとえこれまで補償を受けてきた者であつても、補償は受けられないと解するがどうか。
- (2) 右条件のもとで、林野雑産物の採取がおこなわれたか、まったくおこなわれなかつたかを認定する方法は、申請にもとづくだけか、あるいはそれをさらに国において調査確認するのか、野草、ソダ等別に具体的にあきらかにされたい。
- (3) 米軍接収時まで、従来から継続的に事実として当該林野に立入り収益をおこなつてきた者で、林野雑産物補償の支払をうけてきた者でも、その後農業経営をはなれて立入り、収益していない場合は、林野雑産物補償の支払を受けられないと解するがどうか。
- (4) 右変化を認定する方法を(2)と同じ要領であきらかにされたい。

昭和五十一年十一月二十六日 参議院會議録追録

質問主意書及び答弁書

一〇

(5) 現実に林野雑産物の採取をおこなつていないことがあきらかであるにもかかわらず、林野雑産物補償の支払をなしている場合があるとすれば、その合理的な根拠をあきらかにされたい。

(6) 現行「林野特産物損失補償額算定基準」にしたがえば、現在、農業経営をおこなつていない者でも、米軍接収時まで、継続的に事実として当該林野に立入り収益をおこなつていなかった者に対しては、林野雑産物補償の支払をなさないものと解するがどうか。

(7) しかるに、米軍接収時であつた立入つていなかった者にも、林野雑産物補償の支払をなしている場合があるとすれば、林野特産物損失補償額算定基準の第一条、「駐留軍の用に供することによつて」「こうむる損失」という文言、第二条の「使用開始時(占領期間中から使用中のものについては、接収開始時)」という文言、第三条、第四条の「林野の使用により」「阻害され減収が生じた場合」という文言、および第四条の「平年の採取量とは、林野の使用による林野雑産物の採取阻害がない場合の採取量をいい、使用前の平均年間採取量」という文言と関連して、その理由をあきらかにされたい。

(8) そもそも農業経営をおこなっていない者には、林野雑産物補償の支払を絶対になしえないものと解するがどうか。もしかりに、なしうる場合があるとすれば、その法的根拠および理由をあきらかにされたい。

(9) もしあきらかに林野雑産物損失補償金を受ける資格を有しない者が、これを受けている事実がある場合、これを受けた者およびその情を知りて支出の認証をした支出負担行為担当官は、それぞれどのような法的責任を問われるのか、また国はこれをどう処理するのか、関連諸法令に照らして、具体的にあきらかにされたい。

四 北富士演習場関係の林野雑産物補償について

北富士演習場関係の林野雑産物補償の支払に

関連してつぎの点をあきらかにされたい。

(1) 昭和四十二年、同四十三年、同四十四年の野草の平年採取量は、九・八二八・七九二キログラムとされているが、その算定はどのような方法でおこなつたのかをあきらかにされたい。

(2) 右の算定方法が平年採取量を算定するうえで、客観的かつ合理的である根拠を具体的にあきらかにされたい。

(3) 昭和四十五年以降の野草の平年採取量は右(1)の数字と同じなのかどうか。ちがつてい場合はその数量、算定根拠、および変更した合理的根拠をあきらかにされたい。

(4) 昭和四十年年度以降現在までに支払われた林野雑産物損失補償金の野草、ソダ別の各年度額、およびその基礎となつた野草、ソダの各年度採取量、同損失量を、各人会組合別にあきらかにされたい。

(5) 右認定のためには、採草、採薪の跡地面積調査等の実態調査が必要不可欠であると思ふが、これらの実態調査について、いつ、どのような調査を、各何回、各何人でおこなつたかを、各年度ごとに、跡地面積とあわせてあきらかにされたい。

(6) 昭和四十年年度以降現在までに支払われた林野雑産物損失補償金に関連して、各人会組合ごとの申請者数、受給者数を各年度別にあきらかにされたい。

(7) 右に関連して、申請をおこなつた者のうち、支払をなさなかつた者があるならば、どのような調査およびいかなる理由をもつてそのように処理したのかを具体的にあきらかにされたい。

(8) 山中湖村平野部落は、同村の他の部落にくらべ農業経営の占める割合がより高く、しかも平野入会組合長以下連署で林野雑産物補償

の受給を願ひでているにもかかわらず、林野雑産物損失補償金の支払対象にはされていない。林野雑産物の採取をおこなつていない点では同じなのに、同村の他の入会組合には損失補償金が支払われ、一方、同じ旧十一ヶ村の入会団体である平野入会組合には、その対象でないとして支払われない理由とその根拠をあきらかにされたい。

(9) 富士吉田市の上吉田入会組合では、藤井徳次組合長以下十六名が、昭和四十八年度分、同四十九年度分合計七六万六、九六九円の林野雑産物損失補償金を、組合員所属の上宿中宿、下宿、中會根の各自治会に昭和五十一年二月二十三日に寄附している(朝日新聞山梨版昭和五十一年三月二十四日付)。その理由は、入会権等にもとづく集団補償であれば別だが、野草、ソダ等を探つてもいないのに損失補償金を個人で受けとるのは良心に反するし、後ろめたい金は受けとれぬからだといふ。

右であきらかなように立入り収益の事実がないにもかかわらず、現に損失補償金が支払われていた事実に関連して、当然、国は上吉田を含む北富士演習場関係の林野雑産物補償の申請、支払等に関して再調査したものと考へるが、その調査内容およびその結果はどうであつたのかを具体的にあきらかにされたい。なお調査をおこなつていない場合は、その理由をあきらかにされたい。

(10) 忍野村忍草部落における昭和四十一年度分の林野雑産物損失補償金の個人別補償額を、個人別の田畑別面積、牛馬別頭数および家族数、ソダ使用箇所数を付して、野草、ソダ別にあきらかにされたい。

(11) 右と同じ要領で、横浜防衛施設局作成の「処理要領」にもとづいて支払われることになつた昭和四十二年度以降現在までの、忍草部落の各個人別補償額等を各年度別にあきら

かにされたい。
右質問する。

昭和五十一年十一月二十六日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員鈴木力君提出林野雑産物補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木力君提出林野雑産物補償に関する質問に対する答弁書

一について
昭和四十年年度以降の林野雑産物補償の演習場又は対地射撃場別及び発生年度別の支払額及び対象者数は、別表第一のとおりである。

二について
(1)から(3)まで 林野雑産物補償については、原則として、申請者の代理人である関係市町村長又は関係組合長から林野関係補償申請書を提出させ、当該関係市町村長又は関係組合長と関係防衛施設局長との間で林野関係雑産物の損失補償契約を締結するという方式により処理しているが、北富士演習場に係る林野雑産物補償については、その円満なる処理を図るの観点から、関係地方公共団体、関係入会組合等の代表者によつて構成される北富士演習場対策協議会と協議の上、申請者の代理人である各入会組合長が更に同協議会長を復代理人として選任し、同協議会長と横浜防衛施設局長とが前述の契約を締結するという方式により処理している。

三について
(1)、(3)及び(5)から(8)まで 林野雑産物補償は、現在自衛隊又は米軍が演習場等として使用している林野において、米軍の使用開始時までに継続的に林野雑産物を採取していた者で、その演習場等に立ち入つた林野雑産物を採取す

る農業経営上の必要性が存続し、かつ、その演習場等への立入制限等によりその演習場等における林野雑産物の採取が阻害されている事実があるものを対象として、その者の申請に基づき、その阻害の程度に応じて行うものである。

したがって、現在農業経営を行っている者であつても当該林野において米軍の使用開始時まで継続的に林野雑産物を採取していないもの及び従来の補償対象者であつても現在農業経営を行っていないか又は立入制限等により林野雑産物の採取が阻害されている事実がないものは、林野雑産物補償の対象とはならない。

また、先に述べた林野雑産物補償の対象者としての要件を備えている者である限り、現実的に演習場等に立ち入つて林野雑産物の採取を行つていなくても、林野雑産物補償の対象となり得る。

(2)及び(4) 右に述べた林野雑産物補償の対象者としての要件を備えているかどうかの調査は、林野関係補償申請があつた場合に、申請者ごとに、耕地面積、牛馬飼育頭数、そだ使用施設の有無、演習場等外の採取地の有無等農業経営の実態を調査することにより行つてゐる。

(9) 御質問のような事実はないと承知してゐる。

四について

(1)から(3)まで 林野関係補償申請に係る野草の年採取量は、別表第2のとおりである。同表の数値は、補償対象者ごとに、飼料用にあつては牛馬頭数に一頭当たり年間野草必要量を、堆肥用にあつては耕地面積に一アール当たりの年間野草必要量をそれぞれ乗じて算出した数値を合計したものである。

した数値を合計したものである。

なお、各年度ごとの野草年採取量の算出に当たつては、学者の調査資料、世界農林業センサス山梨県統計書を参考として使用するとともに、牛馬頭数、耕地面積、単位当たり野草必要量等の基礎数値を可能な限り調査してゐる。

(4)から(6)まで 昭和四十年以降現在までに行われた林野雑産物補償に係る野草及びそだの各年度別採取量、補償対象量は、別表第3のとおりである。同表の野草及びそだの各年度別採取量は、北富士演習場への立入りが可能な日に、各補償対象者が採取し得る量及びこれらの者が同演習場外において採取し得る量により算定してゐるので、採草及び採新跡地の調査は、必要ではない。

(7) 申請手続の不備等によつて申請書を受理されなかつた場合を除き、三について述べたところによつて処理してゐる。

(8) 平野入会組合に所属する農家は、農業経営上必要な野草の大部分を北富士演習場外の採取地において充足することが可能であり、残る不足分についても同演習場への立入許可日に採取することにより充足することが可能であるので、同組合に所属する農家には、補償金を支払つてゐない。

(9) 御質問の十六人に係る昭和四十八年度及び昭和四十九年度分の林野雑産物補償については、上吉田松山入会組合長を通じて行われた申請に基づき、三について述べたところにより調査確認の上、補償金を支払つたものである。

(10)及び(11) 御質問に係る個人別補償額等については、答弁を差し控えたい。

別表第1

昭和40年度以降の林野雑産物補償の施設別、発生年度別支払額及び対象者数

施設名 ・ 対象者数	三沢対地射撃場		水戸対地射撃場		北富士演習場		東富士演習場			
	支払額 千円	対象者数 人	支払額 千円	対象者数 人	支払額 千円	対象者数 人	支払額 千円	対象者数 人		
発生年度	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
	261	270	278	308	349	380	432	485	558	327
	322	322	322	322	322	322	322	322	322	202
	3,639	4,206	4,420	4,377	4,180	5,224	5,422	6,060		
	1,449	1,465	1,439	1,448	1,450	1,437	1,426	1,391		
	20,384	28,649	19,332	19,068	17,866	20,475	19,621	20,627	22,047	23,961
	885	1,275	1,125	1,111	1,102	1,021	1,021	1,012	950	914
	28,111	27,144	27,344	28,311	27,104	27,851	29,779	33,844	40,810	47,364
	4,111	4,104	4,782	4,904	4,904	4,907	4,884	4,889	4,893	4,893

別表第2

昭和42年度以降の野草年採取量

発生年度	野草年採取量 kg
42	10,227,834
43	10,227,834
44	10,227,834
45	11,846,122
46	11,846,122
47	11,846,122
48	12,101,110
49	12,169,804

別表第3

(注) 昭和42年度から昭和44年度までの野草年採取量は、昭和50年度にあつた申請に基づき行つた補償に係る分を除くと9,828,792キログラムである。

昭和40年度以降の野草及びそだの各年度別補償額等

事項 種目	採 取		補償対象量		申請者数		補償対象者数	
	畑 菜 千円	それ だ 野 千円	草 kg	それ だ 野 kg	野 草 kg	それ だ 野 kg	野 草 人	それ だ 野 人
発生年度								
40	11,425	8,959	8,993,630	79,213	5,981,000	149,273	1,753	452
41	19,096	9,553	5,022,231	79,213	9,952,399	149,273	1,755	741
42	12,234	9,098	1,969,067	63,771	8,258,767	93,543	1,657	706
43	12,792	6,276	2,285,042	62,647	7,942,792	82,690	1,657	700
44	12,167	5,699	2,034,570	61,419	8,193,264	72,945	1,657	705
45	12,780	7,695	3,802,153	42,304	8,043,969	73,650	923	655
46	12,838	6,783	4,101,007	42,304	7,745,115	73,650	923	655
47	12,895	7,732	4,790,155	42,304	7,055,967	73,650	923	646
48	12,906	9,141	6,385,127	42,299	5,735,983	75,211	1,661	579
49	15,246	8,715	6,649,046	42,299	5,520,758	75,211	1,661	543

昭和五十一年十一月二十六日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書 審査報告書(第九号参照)

国鉄の複々線拡張、高架化による被害補償に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十一年十一月四日

内藤 功

参議院議長 河野 謙三殿

国鉄の複々線拡張、高架化による被害補償に関する質問主意書

日本国有鉄道は、複々線拡張および高架化による沿線住民への被害は、日照被害、テレビ受信障害、車中からの投下物による被害、振動・騒音など各種におよび、住民の精神的、肉体的苦痛は放置できないものとなっている。

これは杉並区阿佐ヶ谷駅周辺にとどまらず、全国的にも早急な解決がもたられている問題となつており、国民の健康かつ文化的生活を保障するため、以下具体的に政府に質問する。

一 国鉄の複々線拡張、高架化によつて生じた被害にたいする政府の基本的姿勢について問う。また住民の要求については積極的かつ前向きに対処すべきと考えるがその用意はありやなしや。

二 各種被害にたいする補償について

(1) 日照権—線路の高架化により日照時間が皆無および極めて僅少となつた地域は、朝から点灯を強いられるとともに布団の日光乾燥も不可能となり、冬期は一般家庭に比して暖房費も大幅に増加するなど生活条件は極めて劣悪である。そこで以下の補償方法が考えられるが検討する考えはないかどうか。

イ 年間を通じて日照皆無あるいは日照が僅少となつた住民にたいして布団乾燥車を無償で提供すること。

ロ 冬期間、一世帯につき一ヶ月四カンの灯油を無償提供するなど住民の暖房措置にたいする援助をおこなうこと。

ハ 朝からの点灯を余儀なくされていること

にたいする電気料金の一部負担。

(2) 列車、電車の通過時に発生する乱波によるテレビ受信障害解決のため、国鉄の完全負担で共同アンテナの設置及び各家庭までの有線ケーブル敷設をおこなうこと。

列車、電車からの投下物防止

(3) 投下物は空瓶、空罐をはじめとして弁当の殻、新聞紙はては汚物付着のトイレット・ペーパーにまでおよび、住民は危険防止や落下物の除去作業のため毎日労苦を強いられる。この解決のため、

イ 線路際へのフェンス設置など万全の策を講ずること。

ロ すでに受けた被害について屋根等の修理をふくめた補償をおこなうこと。

(4) 振動、騒音防止について

杉並区役所が今年六月十七日より二十九日にわたつて測定した結果によれば、騒音八十五ホーン、振動は深夜においてさへ八十一デシベルもあり、早急な対策が必要となつている。そのため、

イ 枕木の下にクッション等の消音措置をほどこすなど効果的措置をおこなうこと。

ロ 騒音防止策のできるまで被害住民に防止用二重窓を国鉄の責任でとりつけること。

ハ 家の土台、屋根瓦のズレ、壁・タイルのひび割れ等の被害実態を調査し、修理等必要な措置をとること。

三 今年八月阿佐ヶ谷駅沿線住民は具体的被害の解決の陳情をおこなつていたが、国鉄はその後十分な調査をおこなつていない。

早急に被害実態を調査し、沿線住民の要求にたいして対策を講ずべきと考えるが、どうか。

昭和五十一年十一月十九日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員内藤功君提出国鉄の複々線拡張、高架化による被害補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員内藤功君提出国鉄の複々線拡張、高架化による被害補償に関する質問に対する答弁書

一 国鉄の高架化に当たつては、従来から、防音等を兼ねた高欄の設置、ロングレールの敷設等騒音、振動等の防止対策を種々講じ沿線の環境保全に努めており、今後ともこれらの対策を講じていく所存である。また、振動等による家屋等の実害に対しては、修理等所要の措置を講ずるよう国鉄当局を指導してまいりたい。

二 最近の高架化に当たつては、側道を設ける等日陰による沿線家屋等への影響を極力軽減するよう努めているところであるが、それでもなお生ずる日陰による損害については、二公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について(昭和三十七年六月二十九日閣議了解)の第三により損害等の発生が確実に予見されるような場合には、事前賠償により対処する方針で現在国鉄当局において具体的な検討を進めているところである。

(2) 最近の高架化に当たつては、国鉄当局において、共同アンテナの設置等テレビの受信障害を解消するための措置を講じているところである。

(3) 高架化に当たつては、従来から、防音等を兼ねた高欄を設置し、高架橋からの落下物の防止を図るとともに、列車からの投下物等による沿線住民の被害を防止するため、列車外へびん等を投棄しないこと等について、車内放送等を通じ旅客に協力を要請してきたところである。今後万一、沿線家屋等に投下物等による実害が生じた場合は、その実情を調査し、修理等所要の措置を講ずるよう国鉄当局を指導してまいりたい。

し、修理等所要の措置を講ずるよう国鉄当局を指導してまいりたい。

(4) 高架化に当たつては、従来から、防音等を兼ねた高欄の設置、ロングレールの敷設等騒音及び振動の軽減に配慮してきたところであり、今後とも騒音及び振動の軽減に努めることとしていく。また、振動により生じた沿線家屋の実害については、その実情を調査し、修理等所要の措置を講ずるよう国鉄当局を指導してまいりたい。

三 沿線住民から具体的に被害の申出があつた場合は、速やかにその実情を調査し、振動等による家屋等の実害が認められるものについては、修理等所要の措置を講ずるよう国鉄当局を指導してまいりたい。

〔第九号参照〕

審査報告書

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年十月二十六日

外務委員長 高橋雄之助

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、小麦の需給関係の安定化及び開発途上国への食糧援助等について定めた千九百七十一年の国際小麦協定の有効期間を二年間再々延長しようとするものである。我が国がこの議定書の当事国となることは、国際協力の促進の見地から望ましいと認められ、また食糧援

助規約に基づく援助を引き続き米または農作物資の形態で行うことは我が国にとつて有益であると思われるので、その旨の留保を付した上でこの議定書を締結することは、妥当な措置と認められた。

一、費用

昭和五十一年度予算に、国際小麦理事会分担金として三千九百九十九千円及び対外食糧等特別援助費として四十七億一千三百六十七千円がそれぞれ計上されている。

審査報告書

千九百七十六年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年十月二十六日

外務委員長 高橋雄之助

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、世界のコーヒーの需給を輸出割当制を通じて調整し、これによつてコーヒーの価格の安定を図ることを主たる目的とするものであつて、大綱において千九百六十八年の国際コーヒー協定の内容を踏襲するとともに、現状に即した改正が加えられている。我が国がこの協定に参加することは、コーヒーが重要な輸出品目である多数の開発途上国の経済発展に協力する等の見地から望ましいと考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

国際コーヒー機関分担金として、昭和五十一年度予算に千三百六十二万七千円が計上されている。

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年十月二十六日

外務委員長 高橋雄之助

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、ヴィエトナム社会主義共和国の成立に伴い、在ヴィエトナム共和国及び在ヴィエトナム民主共和国の各日本国大使館を廃止し、在ヴィエトナム大使館を設置するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることを内容とするものであつて、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

〔第十号参照〕

審査報告書

中小企業事業転換対策臨時措置法案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年十月二十八日

商工委員長 柳田桃太郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に対処して、中小企業の成長発展を図るため、これらの変化に即応して事業の転換を行おうとする中小企業者に対

し、必要な資金の確保、中小企業信用保険の特例、その他事業の転換を円滑にするための措置を講じようとするもので、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、中小企業事業分野への大企業の進出が中小企業に著しい圧迫とならないよう適切な措置を講ずるとともに、本法施行にあたり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一、事業転換にあつては、転換先等の指導を適切に行うとともに、特に小規模零細企業助成に十分配慮すること。

二、事業転換に必要な情報の収集、提供を行う体制の確立をはかるとともに、転換に必要な技術の開発のため、公設試験研究機関の活用等適切な技術援助につとめること。

三、事業転換計画の認定にあつては、手続きの簡素化をはかること。

四、事業転換資金の貸付条件の改善、資金量の確保等につとめるとともに、転換資金の助成、信用補完制度の運用にあつては、本法の趣旨を十分生かすよう政府関係中小企業金融機関、信用保証協会等を指導すること。

五、事業転換にあつては、従業員、関連企業等の意向を十分反映せしめようつとめ、転換にともなう離職者の発生を防止するよう企業を指導するとともに、離職者が発生した場合にはその対策に万全を期すること。

右決議する。

審査報告書

揮発油販売業法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年十月二十八日

商工委員長 柳田桃太郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質の確保を図るため、揮発油販売業者について登録の制度を設けるとともに、粗悪な揮発油の販売を禁止する等の措置を講じようとするもので、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、国民生活にとつての必需品である揮発油の安定供給を確保するための体制をすみやかに整備するとともに、本法の施行にあたり、既存揮発油販売業者の過剰保護、または、消費者利益の阻害につながらないよう特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、石油審議会の運営にあつては、消費者の意見が十分に反映されるよう配慮すること。

一、揮発油販売業者の登録の際、新規参入者、特にノーマーク業者が不当に排除されることのないよう十分留意すること。

一、通商産業大臣の揮発油販売業者に対する揮発油販売価格引き上げの勧告は必要最小限にとどめるとともに、当該勧告により価格が高値に安定することのないよう配慮すること。

一、石油元売業者等特定揮発油販売業者の揮発油販売業者に対する過度の系列化等により、中小揮発油販売業者の経営の安定、消費者の保護に支障とならないよう配慮すること。

一、揮発油の品質の確保に資するため、適切な揮発油分析機器等の開発の指導に努めるとともに、立入検査等の人員並びに予算を確保するよ

昭和五十一年十一月二十六日 参議院會議録追録

審査報告書(第十号参照) 審査報告書(第十一号参照)

う格段の努力をすること。
右決議する。

審査報告書

建築基準法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十一年十月二十八日

建設委員長 竹田 四郎
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、都市環境の整備保全と土地の合理的な利用を図るため、新たに住宅地における日照の確保のための建築物による日影に関する基準を設け、第二種住居専用地域内における用途規制等を強化し、建築協定に関する規定等を整備するとともに、建築物に関する防災対策を推進するため工事中の建築物の使用制限等を強化するものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について、所要の措置を講ずべきである。
一、本法の適正な運用を確保するため、必要な執行体制の整備拡充に努めること。
一、大規模な特殊建築物等のみならず、小規模な特殊建築物等についても、その防災対策の重要性にかんがみ、今後とも行政指導の強化に努めること。

一、日影規制実施のための条例の制定にあつては、都道府県と市町村が十分協議し、その円滑

な実施が図られるよう指導すること。

一、地方公共団体が条例又は指導要綱等で定める建築計画の事前公開、事前協議等については、当該地方公共団体の自主性に十分配慮すること。

一、日照紛争解決のため、相談、あつせん等に行ふよう地方公共団体を指導すること。

一、建築協定の積極的活用を図るため、その普及に努めるとともに過密地帯における日照確保のため、用途地域・地区、容積率、建ぺい率等の総合的な活用を図るよう指導すること。

一、風害、騒音、電波障害等についても有効な防止策の検討をすすめるとともに、日影規制と関係のある用途地域の検討を行う等、都市における良好な居住環境を確保するため、諸般の施策を強力に推進すること。
右決議する。

〔第十一号参照〕

審査報告書

公衆電気通信法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十一年十一月二日

通信委員長 森 勝治
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、日本電信電話公社の経営状況にかんがみ、その財政的基盤の確立をはかるため、電報電話に関する料金を改定するとともに、電報電話業務の合理化等を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

費用

本法施行により、月額約六五〇億円の増収が

見込まれている。

附帯決議

政府および日本電信電話公社は、本法施行にあたり次の事項の実現につとめるべきである。

一、電信電話事業の高度の公共性と社会情勢の推移にかんがみ、そのサービスのあり方、料金制度などの基本問題について検討するため、公社は早急に適正な構成による総裁の私的諮問機関を設置し、国民の付託に応える結論を得ること。

一、公社は、常に、広く国民の意向を吸収し、これを事業運営に反映させるため、中央・地方に利用者等による委員会を設置すること。

一、料金改定の影響を緩和するため、一定度数以下の利用者の通話料について行政措置による減額措置を講ずるとともに、福祉政策の一環として、生活保護世帯等の電話について加入者債券引受の免除、設備料の分納等の措置を講ずること。

一、電報制度については、その公共的使命にかんがみ、これが存続をはかるため新サービスを含めて積極的な施策を講ずるとともに、利用の減少等に伴う関係職員の労働不安を解消するよう労使間で十分協議すること。

一、今回の法改正に伴い、データ通信、専用回線、テレックス等にかかる認可料金についても、サービスの効用、負担能力等を勘案して早期にその適正化をはかり、料金負担の公平を期すること。

一、電信電話事業発展のため、労使の信頼関係を確立するとともに、労働条件の向上および雇用の安定に一層努力すること。

一、沖縄県における電話の積滞解消について、さらに格段の努力を払うこと。
右決議する。

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十一年十一月二日

内閣委員長 中山 太郎
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、本年八月十日付けの人事院勧告を実施するため、一般職の職員の俸給月額並びに初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定するとともに、非常勤の委員等に支給する手当の限度額を改定しようとするもの等であつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

費用

本法律施行に伴い、昭和五十一年度に必要な経費は、約千二百二十三億円である。

附帯決議

政府並びに人事院は、次の事項について善処するよう要望する。

一、特別給については、公務員給与制度の特殊性にかんがみ、民間の動向を考慮し、可及的速やかに従前の支給割合に回復するよう努めること。

二、給与改善については、早期支給を含め、支給手続の改善について引き続き検討すること。

三、週休二日制については、試行終了後本格実施について速やかに所要の検討を進めること。
右決議する。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年十一月二日

内閣委員長 中山 太郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、内閣総理大臣等の俸給月額を改定するとともに、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額並びに沖繩国際海洋博覧会政府代表の俸給月額の改定を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和五十一年度に必要な経費は、約二億円である。

審査報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年十一月二日

内閣委員長 中山 太郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の職員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額を改定するとともに、学生手当及び営外手当の月額の改定を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和五十一年度に必要な経費は、約四百九十七億円である。

審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年十一月四日

通信委員長 森 勝治

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便貯金の周知宣伝を行うための施設である郵便貯金会館の設置についてその法的根拠を明確にするとともに、郵便貯金会館の運営を郵政大臣の認可を受けて設立される郵便貯金振興会に委託することとしてその運営のいつその適正化を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年十一月四日

通信委員長 森 勝治

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済事情の推移にかんがみ、郵便切手類等の売さばき人に支払わ

れる売さばき手数料の額を引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費として、昭和五十一年度郵政事業特別会計予算に五億四千五百八万円が計上されている。

審査報告書

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年十一月四日

運輸委員長 上林繁次郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、その経営の健全性を確立するため、運賃を改定するとともに、日本国有鉄道の経営改善計画、国の援助の措置等について定めようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、昭和五十一年度一般会計予算に日本国有鉄道財政再建貸付金五百九十億八千三百万円、日本国有鉄道財政再建利子補給金千八百四十九億九千三百万円が計上されている。

なお、日本国有鉄道の昭和五十一年度予算に五千三百三十二億円の運賃改定による増収額が見込まれている。

附帯決議

政府及び国鉄当局は、左の事項の実現を図るため、万全の措置を講ずべきである。

一、国鉄の過去債務は国鉄の負担を軽減するよう積極的に処理する。

一、国家的政策にもとづく国鉄の公共負担は、それぞれの政策実行部門が負担するよう努力する。

一、地方交通線等の赤字に対しては、一段と助成を強化し、国の責任において解決するよう努力する。

一、通勤、通学輸送の改善と在来線の輸送力強化を促進する。

一、昭和五十一年度末の赤字については政府が責任をもつて処理する。

一、国鉄自身の企業努力と労使関係の正常化により責任ある経営体制を確立する。

一、政府は以上の措置を確実に実行することにより、昭和五十二年以降の運賃改訂は極力これを回避するよう努力する。

右決議する。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年十一月四日

法務委員長 田代富士男

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、これに対応して裁判官の給与を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和五十一年度に必要な経費は、約十三億六千万円である。

昭和五十一年十二月二十六日 参議院會議録追録

審查報告書(第十一号参照)

三三三、第一五三四号、第一五三五号、第一五三六号、第一五三七号、第一五三八号、第一六〇六号、第一六〇七号、第一六〇八号、第一六〇九号、第一六一〇号、第一六一一号、第一六一二号、第一六一三号、第一六一四号、第一六一五号、第一七五二二、第一七五三三、第一七五四四、第一七五五五、第一七五六六、第一七五七七、第一七五八八、第一七五九九、第一七六〇〇、第一七六一一、第一七六二二、第一七六三三、第一八四九号、第一八五〇号、第一八五一、第一八五二二、第一八五三三、第一八五四四、第一八五五五、第一八五六六、第一八五七七、第一八五八八、第一八九四五号、第一九四六六、第一九四七七、第一九四八八、第一九四九九、第一九五〇〇、第一九五一一、第一九五二二、第一九五三三、第一九五四四、第二〇四六六、第二〇四七七、第二〇四八八、第二〇四九九、第二〇五〇〇、第二〇五一、第二〇五二二、第二〇五三三、第二〇五四四、第二〇五五五、第二一六五五、第二一六六六、第二一六七七、第二一六八八、第二一六九九、第二一七〇〇、第二一七一、第二一七二二、第二一七三三、第二一七四四、第二一七八三、第二一七八四、第二一八五五、第二一八六六、第二一八七七、第二一八八八、第二二八九九、第二二九〇〇、第二二九一一、第二二九二二、第二二九三三、第二二九四四、第二二九七五、第二二九七六、第二二九七七、第二二九七八、第二二九七九、第二二九八〇、第二二九八一、第二二九八二、第二二九八三、第二二九八四、第二二九九九、第二五〇〇〇、第二五〇一一、第二五〇二二、第二五〇三三、第二五〇四四、第二五〇五五、第二五〇六六、第二五〇七七、第二五〇八八、第二五六五三、第二五六五四、第二五六五五、第二五六六六、第二五六七七、第二

六五八号、第二六五九号、第二八二五号、第二八二六号、第二八二七号、第二八二八号、第二八二九号、第二八三〇号、第二八三一
号、第二八三二号、第二八三三号、第二八三
四号、第二九五七号、第二九五八号、第二九
五九号、第二九六〇号、第二九六一号、第二
九六二号、第二九六三号、第二九六四号、第
二九六五号、第二九六六号、第三一六八号、
第三一六九号、第三一七〇号、第三一七一
号、第三一七二号、第三一七三号、第三一七
四号、第三一七五号、第三一七六号、第三一
七七号、大^{（お）}腿^{（もも）}四頭筋^{（ももぢん）}短縮^{（みぢく）}症^{（しやう）}「患者」の救済に關
する請願

第一一二四号 母性保護の強化に關する請願

第一一八九号 准看護婦制度廃止等に關する
請願

第一三四九号、第二四四五号 脳卒中対策強
化に關する請願

第一七二九号 中小商工業者の老後の保障に
關する請願

第一七三〇号 業者婦人の健康管理に關する
請願

第一七三一号 業者婦人の母性保護に關する
請願

第一七三二号 商工業者に対する社会保障制
度の確立に關する請願

第一七三四号 業者の子どもが安心して育つ
ため保育所の入所基準の改善に關する請願

第一九二五号 民間山林労働者の振動病に対
する早期発見と治療体制の確立に關する請
願

第二〇一九号 国民健康保険事業の健全化に
關する請願

第二二〇号 市町村社会福祉協議会の法制
化並びに拡充強化に關する請願

第二二〇二号 保育対策の強化に關する請願

第二二〇四号 生活保護の年末手当大幅増額
及び夏期一時金制度の新設に關する請願

第二一三九号、第二一四〇号 准看護婦養成
制度廃止、看護制度一本化に関する請願
第二一四四号 成人病予防法の法制化に関す
る請願
第二一五一号、第二一二五号 老人医療の有
料化反対に関する請願
第二一二六号、第二一二七号、第二一二八
号、第二一二九号、第二二三〇号、第二二三
一号、第二二三二号、第二二三三号、第二二三
四号、第二二三五号、第二二三六号、第二二三
七号、第二二三八号、第二二三九号、第二二
四〇号、第二二四一号、第二二四二号、第二二
四三号、第二二四四号、第二二四五号
医療保険の大改悪反対等に関する請願
第二二六九号、第二二五三三号、第二二六三五
号、第二三八一号、第三四六七号 保育所の
父母負担軽減に関する請願
第二五九三号、第二五九四号、第二五九五
号、第二五九六号、第二五九七号、第二五九
八号、第二五九九号、第二六〇〇号、第二六
〇一号、第二六〇二号、第二六〇三号、第二
六〇四号、第二六〇五号、第二六〇六号、第
二六〇七号、第二六〇八号、第二六〇九号、
第二六一〇号、第二六一一号、第二六一二
号 老人医療費の有料化反対、現行制度の改
善に関する請願
第二六一七号、第二七〇五号 公衆浴場の確
保に関する請願
第二六一八号、第二七二二号 救急・緊急医
療の確保に関する請願
第二七一四号 予防接種の円滑な実施に関す
る請願
第三〇一二号 社会保険診療報酬引上げに関
する請願
第三〇九五号 保育行政充実に関する請願
第三〇九八号 老人医療の有料化反対等に関
する請願
第三一一四号、第三一一五号 医療保険改悪

反対に関する請願

第三一二三号、第三一二四号、第三一二五号 医療保険の抜本改悪反対等に関する請願

第三四六五号 林業労働者の振動病絶滅に関する請願

第三四七七号、第四一三四号、第四一三五号、第四一三六号、第四一三七号、第四一三八号、第四一三九号、第四一四〇号、第四一四一号、第四一四二号、第四一四三号、第四一四四号、第四一四五号、第四一四六号、第四一四七号、第四一四八号、第四一四九号、第四一五〇号、第四一五一号、第四一五二号、第四一五三号 業者婦人の健康と母性の保護に関する請願

第三六八八号、第三六九五号、第三九六〇号、第三九六一号、第三九六二号、第三九六三号、第三九六四号、第四〇一五号、第四〇一六号 障害者(児)の生活の保障に関する請願

第三九二一号 失業対策事業に関する請願

第三九五七号 大腿四頭筋短縮症「患者救済」に関する請願

第四〇一一号 身体障害者対策に関する請願

第四〇一二号 身体障害者の在宅雇用制度確立に関する請願

第四〇九八号 救急、休日・夜間医療体制の確立に関する請願

第四一〇四号 私立保育園保母の待遇改善に関する請願

第四一三三号、第四一五四号、第四一五五号、第四一五六号、第四一五七号、第四一五八号 働く婦人の権利拡充等に関する請願

第四一五九号、第四一六〇号 完全週休二日制の法制化に関する請願

第四一六一号 難病対策特別措置法制定に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和五十一年十一月二日

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和五十一年十一月二日

昭和五十一年十一月二十六日 参議院会議録追録

審査報告書(第十一号参照)

社会労働委員長 戸田 菊雄
参議院議長 河野 謙三殿

審査報告書(大蔵委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二〇一五号 肉用牛売却所得免税措置の延長に関する請願

第二二二一号 企業組合に対する課税の適正化に関する請願

第二四五六号、第二四六二号、第二五六〇号、第二五六三号、第二六一五号、第二六二六号、第二六三二号、第二七一〇号、第二七三五号、第二八〇〇号、第二八八四号、第三〇一七号、第三〇四八号、第三一〇六号、第三二〇七号、第三一四七号、第三二五四号、第三三六七号、第三三八九号、第三三八九六号、第三九六八号、第三九六九号、第四〇三四号、第四〇三三三号、第四一七〇号 東京都の第二学区内にある教育大学農学部等の筑波移転跡地に高校の増設に関する請願

第三三七二号 配合飼料製造原料としての甘藷の輸入関税の全額免税に関する請願

第四〇二八号、第四〇二九号 公立高校用地確保のため国有地の優先払下げ等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和五十一年十一月二日

大蔵委員長 岩動 道行
参議院議長 河野 謙三殿

審査報告書(公害対策及び環境保全特別委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第一〇三三号 農畜産物、水産加工工業等の公害防止施設整備のための融資制度の拡充等に関する請願

第六四八号 鹿児島湾の水銀汚染対策に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和五十一年十一月二日

公害対策及び環境保全特別委員長 阿貝根 登
参議院議長 河野 謙三殿

審査報告書(建設委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第四〇七号、第四〇八号 一般国道十九号の改築に関する請願

第六四七号 かけ地近接危険住宅移転事業及び急傾斜地崩壊対策事業の抜本的事業推進に関する請願

第四〇八五号 宮津バイパス新設工事促進に関する請願(別紙意見書添付)

第四〇八六号 国道一七三線早期改築に関する請願

第四〇八九号 由良川の改修促進等に関する請願

第四〇九〇号 由良川の改修促進と予算増額に関する請願

第四〇九二号 由良川の改修促進と予算増額に関する請願(別紙意見書添付)

第四〇九三三号 国道九号線バイパスの早期完成に関する請願

第四〇九四号 由良川改修促進に関する請願(別紙意見書添付)

第四〇九五号 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する請願

第四〇九七号 急傾斜地崩壊危険区域の防災工事促進に関する請願

第四〇九九号 京都府三和町内の国道九号線に自転車通学道の設置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和五十一年十一月二日

建設委員長 竹田 四郎
参議院議長 河野 謙三殿

意見書案

宮津バイパス新設工事促進に関する請願(第四〇八五号)

右の請願は、

一、国道一七八号線、宮津バイパス新設の予算を増額し、工事を促進されたい。

二、右同バイパス宮津市街地、山ノ手の施工について、調査費を計上し、調査を開始されたい。

との二項目からなるものであるが、二については、なお検討を要するので、この部分を除き、

政府においては、今後検討の上その実現に努力されたい。

昭和 年 月 日

内閣総理大臣 三木 武夫殿
参議院議長 河野 謙三

意見書案

由良川の改修促進と予算増額に関する請願(第四〇九二号)

右の請願は、

一、治山治水予算を大幅に増額し、国土を守る対策を強化されたい。

二、由良川の直轄改修費を大幅に増額されたい。

三、福知山市戸田地区の改修促進と特に通称明天神の掘削を早期に完了されたい。

との三項目からなるものであるが、三については、なお検討を要するので、この部分を除き、

政府においては、今後検討の上その実現に努力されたい。

昭和 年 月 日

内閣総理大臣 三木 武夫殿
参議院議長 河野 謙三

審査報告書(外務委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二〇一四号、第二六一四号、第二七〇四号 日中平和友好条約締結促進に関する請願

第二七〇七号 大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の自主的平和統一促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和五十一年十一月二日

外務委員長 高橋雄之助
参議院議長 河野 謙三殿

審査報告書(地方行政委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二〇一六号 地方財政の抜本的改善に関する請願(別紙意見書添付)

第二六一五号、第二七二二号 地方団体金融公庫(仮称)の創設に関する請願

第二七二三号 自治体病院の財政健全化に関する請願(別紙意見書添付)

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和五十一年十一月二日

地方行政委員長 上田 稔
参議院議長 河野 謙三殿

意見書案

地方財政の抜本的改善に関する請願(第二〇一六号)

右の請願は、

一、地方交付税率を大幅に引き上げるとともに、地方交付税の算定基礎である国税三税に相続税・物品税等を新たに加えること。

二、地方税等の充実強化のため、法人事業税の外形標準課税の導入及び租税特別措置の整理合理化等を図ること。

三、地方債の政府資金比率を高めるとともに、増大する地方債資金の調達を容易にするため、地

方団体金融公庫を創設すること。

四、国庫補助負担金制度の改善合理化を図るとともに、地方超過負担の完全解消を図ること。

五、直轄事業は国の全面的負担において実施し、地方負担は廃止すること。

との願意であるが、右のうち、一、二及び五の部分を除き、概ね妥当と認められる。

政府においては、今後検討の上、その実現に努力せられたい。

昭和 年 月 日

参議院議長 河野 謙三

内閣総理大臣 三木 武夫殿

意見書案

自治体病院の財政健全化に関する請願(第二七二三号)

右の請願は、

一、病院の経営実態を正しく反映し、かつ、進歩する医学、医療に適應できる診療報酬体系を確立し、その改定に当たっては物価、賃金の上昇に対応するように適時適切に行うこと。

二、地方公営企業法に基づく県立病院に係る繰出金の財源措置として普通交付税に算入することとし、基準財政需要額の算定に当たり所要の措置を講ずること。

三、小児科、婦人科、耳鼻いんこう科及び眼科等の特殊診療科医師の養成数の増大を図るとともに、医師の地域的な偏在を是正し、かつ、公的医療機関に勤務するための諸施策を実施すること。

四、診療報酬の不公正とその改定の遅延に由来する膨大な累積赤字が自治体病院の経営を圧迫している実情にかんがみ、国の責任においてその解消措置を講ずること。

五、公立病院特例債に係る償還元金及び利子に対する助成措置をさらに充実すること。

六、市町村立(国民健康保険診療施設を含む)の診療所に対して、前記四及び五の特例債を認め

同様の措置を講ずること。

との願意であるが、右のうち、二及び六の部分を除き、概ね妥当と認められる。

政府においては、今後検討の上、その実現に努力せられたい。

昭和 年 月 日

参議院議長 河野 謙三

内閣総理大臣 三木 武夫殿

審査報告書(ロッキード問題に関する調査特別委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

第一四六八号、第一九〇八号、ロッキード事件の徹底的な糾明に関する請願

第一四六九号、第一四七〇号、第一四七一

九号、第二二一七号、第二二一八号、第二二

二二二二号、第二二二三号、第二二二四号、第二

二二五号、第二二二六号、第二二二七号、第二

二二二八号、第二二二九号、第二二三〇号、第

二二三一号、第二二三二号、第二二三三

号、第二二三四号、第二二三五号、第二二三

六号、ロッキード事件の真相の徹底的な糾明

に関する請願

第二四五〇号、ロッキード汚職の徹底究明に

関する請願

第二九〇一号、第二九〇二号、第二九〇三

号、第二九〇四号、第二九〇五号、第二九〇

六号、第二九〇七号、第二九〇八号、第二九

〇九号、第二九一〇号、第二九一一号、第二

九一二号、第二九一三号、第二九一四号、第

二九一五号、第二九一六号、第二九一七号、

第二九一八号、第二九一九号、第二九二〇

号、ロッキード真相の徹底究明に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和五十一年十一月二日

ロッキード問題に関する調査特別委員長

参議院議長 河野 謙三殿

審査報告書(災害対策特別委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第四〇二二二号、災害緊急医療救護活動の費用の保障に関する請願(別紙意見書案添付)

の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和五十一年十一月二日

災害対策特別委員長 工藤 良平

参議院議長 河野 謙三殿

意見書案

災害緊急医療救護活動の費用の保障に関する請願(第四〇二二二号)

右の請願は、

一、台風十七号被災地住民への医療救護活動に要した実費を保障すること。

二、災害時に、その必要性と緊急性から医療機関が自発的に医療救護を実施した場合、その費用を国で保障する制度をつくること。

との二項目からなるものであるが、一についてはなお検討を要するので、この部分を除き、概ね妥当と認められる。政府においては、今後検討の上その実現に努力されたい。

昭和 年 月 日

参議院議長 河野 謙三

内閣総理大臣 三木 武夫殿

審査報告書(農林水産委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第一〇〇号、リンゴ腐乱病の防除対策に関する請願

第五五七号、第六三五号、第六六一号、第六

六

六二二号、第六六三三号、第九四八号、第九五二

号、第一〇四三三三号、第一〇四四四号、第一〇五

一、第一一一一六号、第一一一二〇号、第一一

九二二号、第一一九三三三号、第一一九四四号、第一

一九五五号、第一一九六六号、第一二二〇二二号、第

一二〇四四号、第一二二六六六号、第一二二七七号、

第一二七八八号、第一二二七九号、第一二二八〇

号、第一二八一一号、第一二二八二二号、第一二八

二二二二二号、第一二八三三三三号、第一二八三

六五五号、第一二八三六六六号、第一二八三七

六五五号、第一二八三七七号、第一二八三六六

一四六三三三三号、第一二八三六六六号、第一二

八三六六六号、第一二八三六六六号、第一二八

三六六六六号、第一二八三六六六号、第一二八

三六六六六号、第一二八三六六六号、第一二八

三六六六六号、第一二八三六六六号、第一二八

三六六六六号、第一二八三六六六号、第一二八

三六六六六号、第一二八三六六六号、第一二八

三六六六六号、第一二八三六六六号、第一二八

三六六六六号、第一二八三六六六号、第一二八

三六六六六号、第一二八三六六六号、第一二八

昭和五十一年十一月二十六日 参議院会議録追録 審査報告書(継続案件)

法務委員長 田代富士男

参議院議長 河野 謙三殿

審査報告書(議院運営委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要しないもの

第三一五六号 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の改正等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和五十一年十一月四日

議院運営委員長 鍋島 直紹

参議院議長 河野 謙三殿

審査報告書

中小企業省設置法案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

内閣委員長 中山 太郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法案は、第七十七回国会に提出されたが、慎重な審査を必要としたため同国会において閉会中も継続して審査を行うこととした。

閉会中においては、主として資料の収集にとど

まり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した者に係る恩給法の特例に関する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

内閣委員長 中山 太郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法律案は、第七十七回国会に提出され、同国会において趣旨説明を聴取したが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

閉会中においては、主として資料の収集にとどまり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

地方行政委員長 上田 稔

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法律案については、第七十七回国会開会中及び閉会後において資料の収集を行つたに止まり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

人口の急激な増加に伴う公共施設及び公益的施設の整備に関する特別措置法案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

地方行政委員長 上田 稔

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法律案については、第七十七回国会開会中及び閉会後において資料の収集を行つたに止まり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

大蔵委員長 岩動 道行

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法律案については、第七十七回国会開会中において、大蔵大臣及び関係当局に対し、質疑を行うとともに、公聴会を開き、意見を聴取した。次いで閉会中においては、資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

銀行法の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

大蔵委員長 岩動 道行

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法律案については、第七十七回国会開会中及び閉会中において資料の収集を行つたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

文教委員長 山崎 竜男

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法律案は、第七十七回国会に提出され、同国会において趣旨説明の聴取、資料の収集等を行ったが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

閉会中においては、主として資料の収集にとどまり、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

社会労働委員長 戸田 菊雄

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法律案については、第七十七回国会において趣旨説明を聴取した。また、これに続く閉会中、資料の収集等を行ったが審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

原子爆弾被爆者等援護法案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

社会労働委員長 戸田 菊雄

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法律案は、第七十六回国会に提出され、同国会において趣旨説明を聴取した。また第七十七回国会開会中及び同国会閉会中においても資料の収集等を行ったが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

戦時災害援護法案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

社会労働委員長 戸田 菊雄

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法律案については、第七十七回国会において趣旨説明を聴取した。また、これに続く閉会中、資料の収集等を行ったが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

母性保障基本法案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

社会労働委員長 戸田 菊雄

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法律案については、第七十七回国会において趣旨説明を聴取した。また、これに続く閉会中、資料の収集等を行ったが審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

公衆浴場法の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

社会労働委員長 戸田 菊雄

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法律案については、第七十七回国会において趣旨説明を聴取した。また、これに続く閉会中、資料の収集等を行ったが審査を終了するに至らなかった。

かつた。

審査報告書

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

農林水産委員長 小林 国司

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法律案については、第七十七回国会開会中において、農林大臣及び農林省当局に対し質疑を行った。

また、同閉会中においては、関係資料の収集等を行ったが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

砂糖の価格安定等に関する法律及び甘味資源特別措置法の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

農林水産委員長 小林 国司

参議院議長 河野 謙三殿

昭和五十一年十一月二十六日 参議院會議録追録 審査報告書(継続案件)

二四

経過の概要

本法律案については、第七十七回国会開会中において、農林大臣及び農林省当局に対し質疑を行った。

また、同閉会中においては、関係資料の収集等を行ったが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律案(第七十七回国会参第四号)(継続案件)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(第七十七回国会参第五号)(継続案件)

小規模事業者生業安定資金融通特別措置法案(第七十七回国会参第六号)(継続案件)

海水淡水化法案(第七十七回国会参第一号)(継続案件)

中小企業者の産業分野の確保に関する法律案(第七十七回国会参第二三三号)(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

商工委員長 柳田桃太郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

各法律案については、第七十七回国会開会中及び同閉会中において、資料の収集に努めたが、審

査を終了するに至らなかった。

審査報告書

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案(第七十六回国会参第一号)(継続案件)

伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案(第七十六回国会参第二号)(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

商工委員長 柳田桃太郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

両法律案については、第七十七回国会開会中及び同閉会中において、資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

建築基準法の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

建設委員長 竹田 四郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法案は、第七十二回国会に提出され、第七十七回国会において趣旨説明及び衆議院の修正部分の説明を聴取し、閉会中においては、資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

公営住宅法の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

建設委員長 竹田 四郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法案は、第七十七回国会において趣旨説明を聴取し、閉会中においては、資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

昭和四十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十八年度政府関係機関決算書(継続案件)

昭和四十八年度国有財産増減及び現在額総計

算書(継続案件)

昭和四十八年度国有財産無償貸付状況総計算書(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

決算委員長 鈴木 力

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中及び閉会中において、表記の件に関し、政府当局及び参考人の出席を求め全般的な質疑を行った後、皇室費、国会、最高裁判所、会計検査院、自治省、警察庁、北海道開発庁、公営企業金融公庫、北海道東北開発公庫、防衛庁、農林省、農林漁業金融公庫、行政管理庁、科学技術庁、環境庁、大蔵省、日本専売公社、国民金融公庫、日本開発銀行、日本輸出入銀行及び労働省等の決算において審査を行ったほか、委員派遣を行い、また鋭意資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

昭和四十九年度国有財産増減及び現在額総計算書(継続案件)

昭和四十九年度国有財産無償貸付状況総計算書(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて

経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

決算委員長 鈴木、力

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中及び同閉会中鋭意資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

環境に対する影響の事前評価による開発事業等の規制に関する法律案(継続案件)
右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

公害対策及び環境
保全特別委員長 阿貝根 登

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本法律案は、第七十七回国会に提出され、同国会において趣旨説明を聴取したが、これに続く閉会中に審査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する

調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

内閣委員長 中山 太郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中、昭和五十一年度総理府本府予算に関する件について植木総理府総務長官から、昭和五十一年度における行政機構及び定員の改正並びに行政運営の改善に対する行政管理庁の基本方針に関する件について政府委員から、それぞれ説明を聴取し、また、国の地方支分部局及び国家公務員制度の実情等の調査のため沖繩県に委員を派遣する等調査を行った。

閉会後は、国家公務員の給与に関する件及び国家公務員の週休二日制の試行に関する件について植木総理府総務長官、藤井人事院総裁、総理府人事院及び労働省当局に対し質疑を行い、一般職の職員の給与についての報告並びにその改定についての勧告について藤井人事院総裁から説明を聴取し、再度国家公務員の給与に関する件について植木総理府総務長官及び人事院当局に対し質疑を行い、全国戦没者追悼式に関する件、天皇在位五十年式典に関する件、国家公務員のいわゆる天下りに関する件、国家公務員の定員削減に関する件等について井出内閣官房長官、植木総理府総務長

官、藤井人事院総裁、人事院、行政管理庁及び厚生省当局に対し質疑を行い、国家公務員の災害補償に関する件について参考人矢嶋俊良君及び松田光子君から意見を聴取し、植木総理府総務長官、内閣官房、人事院、総理府、労働省当局及び両参考人に対し質疑を行い、また、国の地方支分部局及び国家公務員制度の実情等の調査のため青森県・宮城県・長崎県・福岡県・山口県・広島県にそれぞれ委員を派遣するほか、資料の収集を行う等鋭意調査を進めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

調査報告書

国の防衛に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

内閣委員長 中山 太郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中、昭和五十一年度防衛庁関係予算に関する件について坂田防衛庁長官から説明を聴取し、陸上自衛隊日本原演習場における紛争事件について同長官から説明を聴取するとともに、同長官、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行い、また、自衛隊の実情等の

調査のため沖繩県に委員を派遣する等調査を行った。

閉会後は、いわゆる防衛白書について坂田防衛庁長官から説明を聴取し、国の防衛問題に関する件について同長官、国防会議事務局、警察庁、防衛庁、防衛施設庁及び外務省当局に対し再度にわたり質疑を行い、第十六回日米安全保障協議委員会における討議の概要について同長官から報告を聴取し、また、自衛隊の実情等の調査のため青森県・宮城県・長崎県・福岡県・山口県・広島県にそれぞれ委員を派遣するほか、資料の収集を行う等鋭意調査を進めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

調査報告書

地方行政の改革に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

地方行政委員長 上田 稔

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、地方行政の改革に関する調査の一環として、第七十七回国会開会中山口、岡山並びに三重、和歌山の各県に委員派遣を行うとともに、左記事項について、福田自治大臣及び関係政府当局から説明を聴取し、質疑を行ったほか、同国会

閉会後において、岩手、秋田及び青森の各県に委員派遣を行う等の調査を進めたが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかった。

記

一、昭和五十一年度自治省及び警察庁の施策並びに予算に関する件

一、北海道庁舎内の爆破事件に関する件

一、昭和五十一年度地方財政計画に関する件

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

法務委員長 田代富士男

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中、司法書士国家試験への移行に関する件及び韓国における在日韓国人留學生の逮捕事件等について、関係当局の出席を求めて調査を行った。

また、閉会後においては、司法行政及び法務行政並びに裁判所及び法務省関係の庁舎施設等の営繕に関する実情調査のため四国方面に委員派遣を行った。

右のほか、適宜関係資料の収集、検討等を行ったが、本件調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国際情勢等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

外務委員長 高橋雄之助

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中、ロッキード事件に関する問題、国連海洋法会議に関する問題、日韓間の大陸棚に関する問題、核兵器不拡散条約と核保有国の軍縮問題、米軍鶴見基地の石油パイプ老朽化に関する問題、開発途上国に対する経済協力に関する問題、梁一東(韓国民主統一党党主)書簡に関する問題、ソ連ノボスチ通信社記者のスパイ容疑逮捕事件に関する問題、米海軍「NIS」の調査活動に関する問題、金大中事件に関する問題等について、宮澤外務大臣の見解を質すとともに、政府委員、法務省及び警察庁当局に對し質疑を行う等調査を行った。

次いで閉会後においては、日本近海におけるソ連海空軍の情報収集活動に関する問題、日米防衛協力小委員会に関する問題、北方領土問題、漁船拿捕事件に関する問題、サンファンにおける主要

国首脳会議に関する問題、統一ヴィエトナムに関する問題、ロッキード事件の我が国外交に対する影響に関する問題、米中国交正常化問題、日中平和友好条約交渉に関する問題、大統領選後における米国外交政策に関する問題、板門店事件に関する問題、国連における朝鮮問題、日米漁業交渉に関する問題、PLO事務所設置問題、国連海洋法会議に関する問題等について、宮澤外務大臣の見解を質すとともに、外務省、防衛庁、水産庁、法務省及び警察庁当局に對し質疑を行ったほか、国際海峡問題、北方領土問題等に関する実情調査のため、北海道に委員派遣を行う等調査を進めてきたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

大蔵委員長 岩動 道行

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中において、当面の財政及び金融等の諸問題について大蔵大臣、関係当局及び参考人に対し、質疑を行ったほか、各種調査資料の収集を行った。

次いで閉会中においても財政及び金融等の基本

施策に関して大蔵大臣、関係当局及び参考人に対し、質疑を行ったほか、委員を東海、近畿地方及び北海道に派遣し、実地調査を行った。なお資料の収集、検討を行ったが、本件の調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

文教委員長 山崎 竜男

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中において、教育、文化及び学術に関する調査に関し、学校の主任の制度化、塾及び偏差値の学校教育に及ぼす影響、教育課程の改善、大学運営臨時措置法の取扱い、私学振興、高校新增設対策等の諸問題について、文部省等関係当局等に対して質疑を行うとともに、実地調査のため、鹿児島県及び沖縄県に、委員派遣を行った。

さらに、京都府の文化防災体制の緊急調査のため、委員派遣を行った。

また、同閉会中においては、実地調査のため、島根県、鳥取県、高知県及び愛媛県に、委員派遣を行った。

しかしながら、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

社会保障制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

社会労働委員長 戸田 菊雄

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中において左の事項について調査を行い、また同国会開会中及び閉会後において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

なお、地方における厚生行政の実情を調査するため、四国地方に委員を派遣し、また、廃棄物処理の実態を調査するため都内視察を行った。

調査事項

一、厚生行政の基本施策に関する件

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

社会労働委員長 戸田 菊雄
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中において、左の事項について調査を行い、また同国会開会中及び閉会後において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

なお、地方における労働行政の実情を調査するため、四国地方に委員を派遣した。

調査事項

一、労働行政の基本施策に関する件

一、昭和五十一年度労働省関係予算に関する件

調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

農林水産委員長 小林 国司

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中において、左の件について農林大臣及び関係政府当局に對し質疑を行った。

また、農水産業の実情調査のため、沖縄県に委員派遣を行った。

(一) 昭和五十一年度農林省関係の施策及び予算に関する件

(二) 当面の農林水産行政に関する件

同開会中においては、昭和五十一年産米穀の政府買入価格に関する件について農林大臣及び農林省当局に對し質疑を行い、昭和五十一年産米穀決定等に関する決議を行った。

また、農林水産業の実情調査のため、北海道、鳥取県及び島根県に委員派遣を行う等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

商工委員長 柳田桃太郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中、資源エネルギー対策小委員会を設置した。

また、電気料金の値上げ申請問題、中小企業の不況対策、金融対策、事業分野調整及び格差是正問題、大規模小売店舗の進出問題、産業再編成問題、海底油田の開発問題、産業保安及び環境保全

の確保対策、対日貿易不均衡問題、私的独占の禁止及び公正取引問題等について政府関係者に対し質疑を行い、沖縄海洋博覧会の実施状況の実情調査のため委員を沖縄県に派遣するとともに、資料の収集を行った。

また、閉会中においても、中小企業、電気事業、アルミ工業、鉄鋼業、繊維工業及び製紙業の実情調査のため、九州、北海道及び四国の各地方に委員を派遣するとともに、資料を収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたっているため、結論を得るには至らなかった。

調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

運輸委員長 上林繁次郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会において、運輸行政の基本施策について運輸大臣から所信を聴取したほか、国鉄職員の労働基本権問題等日本国有鉄道の運営に関する件、青函トンネルの異常出水事故に関する件、欠陥車の処理問題、路線トラックの運賃問題等自動車行政に関する件、エアバス導

入問題、成田空港の開港問題等航空行政に関する件及び気象行政に関する件について運輸大臣及び関係政府当局等より説明を聴取し、質疑を行った。

また、開会中及び閉会后、運輸事情等に関する実情調査のため、四国、九州、沖縄及び北海道・東北地方に委員派遣を行った。

右のほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、本調査は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

通信委員長 森 勝治
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中において、郵便料金改定後における郵便利用の動向と財政の見通し、破損小包の補償措置、職員の公務災害等郵便事業運営に関する諸問題、郵便貯金の金利引下げ問題、簡易保険事業におけるオンライン化計画とその効果、電報・電話料金の改定問題、中波ラジオ用周波数割当てに関する国際会議の影響な

どにつき、関係当局に対し質疑を行い、また委員派遣を行うとともに資料を収集した。

閉会后においては、委員派遣を行つて地方の実情を調査するとともに、資料を収集する等調査を進めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたっているため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

建設委員長 竹田 四郎
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中、建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策について、竹下建設大臣、金丸国土庁長官、福田北海道開発庁長官からそれぞれ所信を聴くとともに、昭和五十一年度の建設省、国土庁及び北海道開発庁の予算の問題、今期国会における建設省関係提出予定法案の問題、多摩川の堤防決壊問題について政府当局から説明を聴き、建設大臣、国土庁長官及び政府当局等に対し質疑を行ったほか、自然休会中、地方における建設事業並びに建設諸計画に関する実情調査のため、委員を三班に分け、鹿

児島、香川、高知、徳島、三重、和歌山の各県に委員派遣を行った。

また、同閉会中においても、地方における建設事業並びに建設諸計画に関する実情調査のため、委員を二班に分け、岡山、広島、大分、熊本の各県に委員派遣を行ったほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、本調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

予算委員長 八木 一郎
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中、予算の執行状況に関する調査を行うこととしていたが、開会中は主として、昭和五十一年度総予算及び昭和五十一年度暫定予算の審査に当たつていたため、調査を行うことができなかった。

また閉会中は、北海道、福岡、熊本、佐賀、香川、徳島、高知及び愛媛の各県に委員を派遣して、現地調査を行った。

なお、本調査については、その対象が広範多岐にわたること等の事情により、調査を終了するに

至らなかった。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

決算委員長 鈴木 力
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中、表記の件に関し、昭和四十八年度決算の審査と並行し、鋭意資料の収集を行う等の調査を行った。

また、閉会中も、引き続き資料の収集あるいは委員派遣を行う等、調査を進めてきたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

沖縄及び北方問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 稲嶺 一郎
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本特別委員会は、第七十七回国会開会中、沖縄県下における離島の現状及び振興開発計画の実施状況等の実情調査のため沖縄県へ委員派遣を行うとともに、昭和五十一年度沖縄及び北方問題に関する施策について植木国務大臣から所信を聴取し、沖縄国際海洋博覧会会場の跡地問題に関する件等について植木国務大臣、政府委員、通商産業省、資源エネルギー庁及び建設省当局に対し質疑を行った。

次いで、閉会後においては、沖縄県の市町村財政、振興開発、離島及び福祉対策の現状並びに地場産業等の実情調査のため沖縄県へ委員派遣を行うとともに、資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

災害対策特別委員長 工藤 良平

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中、昭和五十一年度防災関係予算に関する件、雪害対策に関する件について、国土庁長官及び関係政府当局から説明を聴取し質疑を行ったほか、豪雪地帯における雪害の実情調査のため、新潟県へ委員派遣を行った。

同閉会中、火山及び地震対策に関する件、地震予知対策に関する件、冷害及びひょう害問題に関する件等について、それぞれ国土庁長官及び関係政府当局に対し質疑を行い、とくに火山及び地震対策に関する件については、参考人の出席を求め意見を聴取し質疑を行ったほか、桜島噴火による被害状況、大分震災の復旧状況並びに火山、地震の観測施設等の実情調査のため、鹿児島、宮崎、大分の各県へ委員派遣を行った。

また、昭和五十一年六月二十二日から二十七日、七月十日から十二日、七月十八日から二十日までの梅雨前線豪雨災害並びに台風第九号による災害に関する件について、それぞれ国土庁長官及び関係政府当局から説明を聴取し質疑を行い、伊豆半島における梅雨前線豪雨による災害の実情調査のため、静岡県へ委員派遣を行った。

右のほか、資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

公害及び環境保全対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

公害対策及び環境保全特別委員長 阿具根 登

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中、新潟県入広瀬村の村長選挙に関連しての小沢環境庁長官の基本的政治姿勢、自動車排出ガス規制、PCBノーカーボン処理対策、環境影響評価、海田湾埋立て計画、カドミウムによる腎・骨障害、佐伯市のじん肺対策、昭和五十一年度環境予算、公害保健福祉事業、東海市と新日鉄のNOx削減協定等の諸問題について、政府に対し質疑を行ったほか、水島重油流出事故対策、海田湾埋立て問題等の実情調査のため岡山、広島両県に委員を派遣した。

また、閉会後は、公害の発生状況とその対策及び環境保全状況の実情調査のため秋田、岩手両県並びに北海道にそれぞれ委員を派遣した。

右のほか、資料の収集を行う等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため結論を得るに至らなかった。

調査報告書

交通安全対策樹立に関する調査(継続事件)

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

交通安全対策特別委員長 野口 忠夫

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会において、交通安全対策樹立に関し、交通安全対策の基本方針・交通安全対策関係予算について、所管大臣等から説明を聴取した。その他、第二次交通安全基本計画の策定、連続立体交差化事業問題、自転車交通の安全対策、児童の交通事故防止対策、国鉄の安全管理体制、自動車の安全基準の国際的統一化、暴走族問題等の諸問題を取り上げ、それぞれ関係当局から説明を聴取し、質疑を行ったほか、都内の交通事故並びに交通事故防止対策等の実情を視察した。

また、交通事情及び交通安全施設等の実情調査のため、自然休会中、愛知県及び岐阜県、更に閉会後、栃木県、福島県、宮城県及び茨城県へ委員派遣を行った。

右のほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

当面の物価等対策樹立に関する調査(継続事件)

昭和五十一年十一月二十六日 参議院会議録追録 調査報告書

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

物価等対策特別委員長 中村 登美

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中において、経済企画庁長官より物価対策の基本方針について、また公正取引委員会委員長代理より公正取引委員会の物価対策関係業務について、それぞれ説明を聴取し、物価対策の基本方針、公正取引委員会の物価対策関係業務、当面の物価対策、消費者行政等について、経済企画庁長官、公正取引委員会委員長、通商産業省及び食糧庁等関係当局に対し質疑を行った。

次いで閉会中においては、消費者米価問題、麦価問題、離島航路の貨物運賃問題、電力料金問題等について、経済企画庁長官、運輸省、食糧庁、資源エネルギー庁、自治省及び大蔵省等関係当局に対し質疑を行ったほか、委員を福岡県及び長崎県に派遣し、実地調査を行った。

右のほか、適宜関係資料の収集に努めたが、調査の対象が広範多岐にわたるため調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

公職選挙法改正に関する特別委員長 神田 博

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、表記の件に関し、第七十七回国会開会中において、左記事項について福田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行い、公職選挙法改正等調査のため、参議院地方区の定数は正その他について検討を行う公職選挙法改正等調査小委員会を設置し、参議院地方区の定数は正について検討を行った。

また、同国会閉会後においては、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため調査を終了するに至らなかつた。

記

- 一、政治団体の収支報告書に関する件
- 一、参議院地方区の定数は正に関する件
- 一、衆議院議員総選挙に関する最高裁判所の違憲判決に関する件

- 一、参議院全国区制度に関する件
- 一、政治団体の届出及び公表に関する件

調査報告書

科学技術振興対策樹立に関する調査(継続事件)

(件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

科学技術振興対策特別委員長 柏原 ヤス

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本特別委員会は、第七十七回国会開会中、昭和五十一年度科学技術庁関係の施策及び予算に関する件、原子力発電所及び原子力船「むつ」の安全対策に関する件、合成洗剤の人体に対する影響に関する件等について、科学技術庁長官、政府関係当局に対し質疑を行うとともに、資料の収集を行った。

また、閉会中においても引き続き最近における原子力開発及び宇宙開発並びに科学技術の振興状況についての実情調査のため、委員を大分県、佐賀県及び鹿児島県に派遣するとともに、資料を収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、問題が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

ロッキード問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十一年九月十四日

ロッキード問題に関する調査特別委員長 駒木 亨弘
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十七回国会開会中において、主として資料の収集等を行い、閉会後は、PXL選定についての政策決定の経緯等に関連して、室井則泰君(川崎重工工業株式会社航空機営業本部副本部長)、土屋清君(元国防会議事務局専門家会議委員)、海原治君(前国防会議事務局局長)、黒部稜君(元防衛庁装備局長)、島田豊君(元防衛事務次官)、シグ・片山君(ID社社長)をそれぞれ喚問し証言を求めるとともに、(一)ロッキード問題処理についての基本姿勢並びに捜査状況、国政調査権による証人喚問と捜査との関連、(二)いわゆる灰色高官公表の範囲、基準、方法と刑事訴訟法第四十七条の運用解釈、(三)昭和四十七年十月九日の国防会議議員懇談会におけるPXL白紙還元に至る経過並びに専門家会議の審議経過、P3C導入に関するロッキード社と丸紅及び児玉間の契約内容、(四)田中角榮前内閣総理大臣の逮捕と内閣の責任、(五)日米司法共助取り決めによる嘱託尋問の経過等各般の諸問題について、内閣、公正取引委員会、国家公安委員会、防衛庁、法務省、外務省、大蔵省、文部省、通商産業省、運輸省、自治省、最高裁判所事務総局及び会計検査院等の関係当局に対し質疑を行い、委員会の開催回数は三十一回に及んだ。その間、いわゆる灰色高官の公表基準等

関する各会派の見解に關して自由討議も行つた。

また、委員会においては児玉譽士夫君、福田太郎君（ジャパンパブリックリレーションズ社長）、及び小佐野賢治君（國際興業社主）の証人喚問を決定したがいずれも病氣等のため出頭をみるに至らなかつた。このほか、田中角榮君（前内閣総理大臣）、後藤田正晴君（元内閣官房副長官）、及び相沢英之君（元大蔵省主計局長）については、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党及び第二院クラブ五会派共同にかかる証人喚問要求の動議が提出されたが議決をみるに至らなかつた。

以上、本問題について鋭意調査に努めたが、結論を得るに至らなかつた。

第六号中正誤

ペシ 段 行 誤

五二七 収獲

收穫 正

第七号中正誤

ペシ 段 行 誤

五二四 舊久保重光君

公二二 値上がり

舊ケ久保重光君 値上げ 正

第八号中正誤

ペシ 段 行 誤

二〇六 二 終わり 不公平

不公平 正

第十一号中正誤

ペシ 段 行 誤

一八五 一三 五十五年

五十年 正

昭和五十一年十一月二十六日 参議院会議録追録

三二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(大代)